

## 第4章

## 施策の展開

## 1. 環境施策体系

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	施策
<b>基本目標1</b> SDGs目標  気候変動防止に貢献し、備えるまち	1-1 温室効果ガス排出量の削減	(1) 省エネルギーの促進 (2) 再生可能エネルギー導入の促進 (3) 新たなエネルギー導入の促進 (4) ゼロカーボンに向けたまちづくりの推進	① 省エネルギー活動の普及促進 ② 省エネルギー設備の普及促進 ◎ ③ エコドライブの普及促進 ④ 次世代自動車の導入促進 ◎  ① 再生可能エネルギーの普及促進 ◎ ② 家庭・事業者への再生可能エネルギー導入の促進 ◎  ① 家庭・事業所への水素エネルギーの浸透 ② 安定的な水素・アンモニア供給体制の検討 ◎ ③ 水素・アンモニアに関する新たなビジネス創出及び研究開発等の支援 ◎  ① 人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築 ◎ ② 都市のエネルギーシステムの効率化の推進
	1-2 気候変動への適応	(1) 気候変動への対策	① 気候変動に関する情報の収集・提供 ② 防災・減災対策の推進 ◎ ③ 農業分野における適応策の推進 ★ ④ 熱中症対策の推進 ⑤ 感染症対策等の推進
	1-3 フロンの確実な回収の促進	(1) フロン回収の啓発の推進	① 法に基づくフロン回収の啓発
	1-4 酸性雨に関する情報の収集	(1) 酸性雨の発生状況の監視の継続	① 酸性雨発生状況の監視
<b>基本目標2</b> SDGs目標  資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち	2-1 資源が循環する社会の構築	(1) 市民・事業者・行政が協働した5Rの促進 (2) 環境に配慮した適正処理・処分の推進 (3) 神栖地域と波崎地域の清掃行政の円滑化	① ごみの発生抑制、分別の徹底や再資源化に対する意識の啓発 ② ごみの発生抑制（リユース：Refuse）の促進 ③ ごみの排出抑制（リデュース：Reduce）の促進 ④ 修理・修繕（リペア：Repair）、再使用（リユース：Reuse）の普及 ⑤ ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の推進
	2-2 水の健全な循環の確保	(1) 水道普及率の向上 (2) 水の有効利用の促進 (3) 計画的な土地利用の推進	① 適正な中間処理の実施 ② 野外焼却禁止の励行 ③ 繙続的な収集運搬、処理処分体制の構築  ① 分別区分の構築 ② 資源物排出方法の構築 ③ 収集・運搬体制の構築  ① 上水道への切替えの促進 ② 地下水の適正な利用 ② 節水の啓発  ① 国土利用計画等に基づく土地利用の推進
	2-3 環境に配慮した農業振興	(1) 環境保全型農業の促進 (2) 資源の有効利用の促進	① いばらきみどり認定の促進 ★ ② 環境に優しい農作物（農薬低減）の栽培促進 ③ 畜産排泄物の適正処理の促進 ④ ソーラーシェアリングの普及 ◎ ⑤ 優良農地の保全・集約化 ⑥ スマート農業の促進 ★  ① 農業系資源有効利用の促進 ② 遊休農地の有効活用の促進
<b>基本目標3</b> SDGs目標  自然といきものをまもり、共生するまち	3-1 豊かな自然を有する地域の保全	(1) 豊かな自然地域の現況把握 (2) 生物多様性の保全と管理	① 豊かな自然地域の現状調査の実施 ◎ ② 自然環境調査の実施  ① 生物多様性の保全の啓発 ② 豊かな自然地域の保全 ③ 豊かな自然地域の管理 ④ 海岸環境の保全・整備 ⑤ 外来生物の侵入防止と抑制 ⑥ コウノトリに係る環境保全の促進と啓発 ★
	3-2 自然環境の回復	(1) 自然環境に配慮した都市整備の推進 (2) 自然環境に配慮した農地整備の推進	① 河川の環境美化と景観の保全 ② 公共施設等の緑化  ① 農地の保全
	3-3 人と自然とのふれあいの促進	(1) 人と自然とのふれあいの充実 (2) 公園・緑地の整備と管理の推進 (3) 良好的な都市景観の形成	① 人と自然とのふれあい活動の場の活用 ② 人と自然とのふれあい活動の場の整備  ① 公園・緑地の整備 ② 公園・緑地の管理  ① 総合的な都市景観の形成 ◎ ② 道路景観の整備 ③ 快適な住環境の形成 ④ 家庭・事業所の緑化の推進 ⑤ 花いっぱい活動の充実 ⑥ 景観資源の活用

本計画では、望ましい環境像を実現するため、基本目標ごとに施策の展開を図ります。

具体的には、基本目標達成のため施策の方向性を定め、施策を展開し、施策の内容を設定します。また、施策の進捗を管理するための環境指標を定めます。

★印：改訂により新しく追加した施策、◎印：改訂により拡充した施策

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	施策
<b>基本目標4 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち</b> 	<b>4-1 大気環境基準の維持と向上</b>	(1) 大気監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 自動車排出ガス対策の推進	① 一般環境大気常時監視測定局等による大気環境測定の実施 ② 市内の降下ばいじんの状況の把握 ① 公害防止協定の遵守要請 ① 次世代自動車の率先導入 ② エコドライブの普及促進
	<b>4-2 水質環境基準の達成</b>	(1) 水環境監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 神之池浄化対策の推進	① 公用用水域の水質測定の実施 ① 公害防止協定の遵守要請 ① 神之池浄化手法の検討と実施 ② 神之池緑地の整備と充実
	<b>4-3 地下水質の安全確保</b>	(1) 地下水質監視の継続 (2) 有機ヒ素化合物汚染対策の推進	① 地下水質の測定の実施 ① 有機ヒ素化合物汚染の監視
	<b>4-4 生活排水処理率の向上</b>	(1) 公共下水道整備の推進 (2) 净化槽対策の推進 (3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	① 下水道計画の推進 ② 下水道接続率の向上 ① 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進 ② 净化槽の管理の促進 ① し尿・浄化槽汚泥の計画的な処理 ② 衛生プラントの適正稼動 ◎
	<b>4-5 騒音・振動の少ない環境の維持</b>	(1) 騒音・道路沿道振動監視の継続 (2) 道路交通騒音・振動対策の推進 (3) 騒音・振動対策の推進	① 騒音測定の実施 ② 道路沿道振動測定の実施 ① エコドライブの普及促進 ② 低騒音型の道路整備 ◎ ① 工場、事業場騒音・振動対策 ② 近隣騒音対策
	<b>4-6 においのない環境の達成</b>	(1) 悪臭監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 近隣悪臭対策の推進	① 臭気測定の実施 ① 悪臭発生事業所への指導 ② 公害防止協定の遵守要請 ① 近隣悪臭防止のための指導と啓発
	<b>4-7 安全確保のための化学物質等の管理</b>	(1) 化学物質の排出・移動量の監視 (2) 化学物質の適正な管理の推進 (3) リスクコミュニケーションの推進 (4) 野外焼却等対策の推進 (5) 放射性物質の監視	① 化学物質の排出・移動量の把握 ② ダイオキシン類測定結果の把握 ① 公害防止協定の遵守要請 ② ごみ処理施設等の適正管理 ◎ ① 化学物質に関する情報交換 ① ごみの野外焼却の防止 ② 農業系廃プラスチックの野外焼却の防止 ① 空間放射線量の監視
<b>基本目標5 みんなが環境をまもり、創造するまち</b> 	<b>5-1 市民の環境保全活動の促進</b>	(1) 市民の環境保全活動の促進 (2) 地域の環境保全活動の活性化 (3) 環境教育の推進	① 日常生活における環境配慮の促進 ② 市民参加による美化活動の促進 ③ ごみのポイ捨ての防止 ④ 飼い犬や飼い猫などの飼養動物の適正管理の推進 ◎ ⑤ 環境情報の提供 ⑥ 市民の環境保全活動の紹介
	<b>5-2 事業者の環境保全活動の推進</b>	(1) 環境と経済の好循環の促進 (2) 事業者等の地域活動への参加の促進	① ボランティア組織の育成及び活動への支援 ② 環境イベントの開催 ③ 市民参加型の環境事業の検討 ① 環境教育の推進 ② 出前講座の開設 ③ 人材の育成 ④ 環境学習教材の整備
	<b>5-3 市の率先的な活動の実施</b>	(1) 事務事業に伴う環境への負荷の低減 (2) 公害苦情の適正な処理の推進 (3) その他の公害等の発生の防止	① 環境保全協定の締結 ② グリーン・イノベーションの推進 ① 環境保全活動への参加要請 ① 環境保全率先実行計画の推進 ① 公害苦情等の適正処理 ① 土壤汚染対策 ② カラスの対策の実施 ③ 不法投棄の防止 ④ 空き地・空家の適正管理の推進 ⑤ その他の公害等の発生の防止

## 2. 施策の方向性

### 基本目標 1 気候変動防止に貢献し、備えるまち

関連する主な SDGs の目標

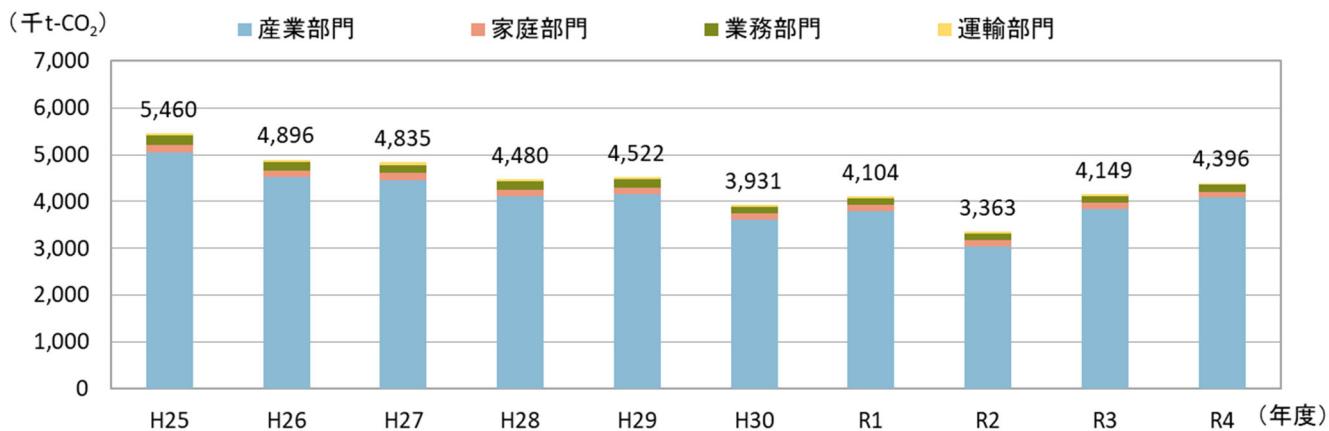


#### 施策の方向性 1-1 温室効果ガス排出量の削減

##### ■ 現状

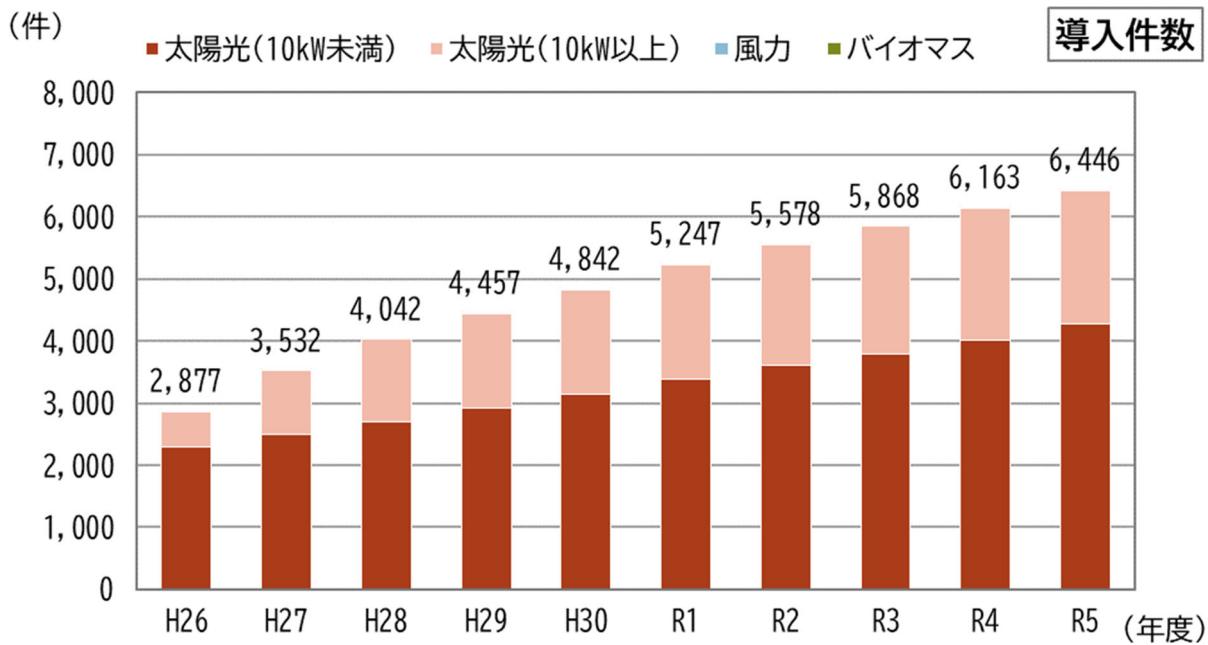
- 市域における温室効果ガス排出量は、2022(令和 4)年度は約 4,396 千 t であり、2013(平成 25)年度と比較すると約 19.5% 減少していますが、2020(令和 2)年度から増加傾向にあります。産業部門の製造業が占める割合が最も多いことが特徴で、全体の約 9 割を占めています。また、コロナ禍であった 2020(令和 2)年度は一時的に減少しています。

図 4.1 神栖市域からの温室効果ガス排出量の推計結果(部門別)



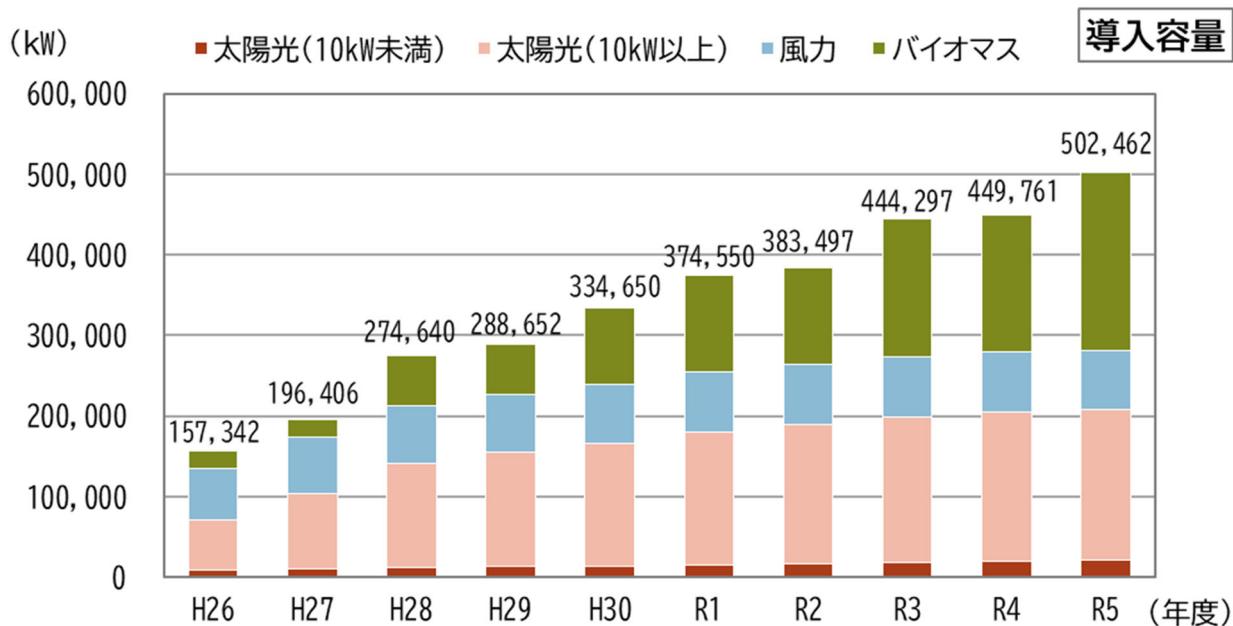
- 本市で導入されている再生可能エネルギーは太陽光発電、風力発電及びバイオマス発電です。2023(令和 5)年末時点の再エネ導入容量は、市町村別でみると全国で 4 番目に多くなっています。
- 太陽光発電設備の導入容量は 2015(平成 27)年末の 104 千 kW から 2023(令和 5)年末には 207 千 kW と約 2 倍になっています。
- バイオマス発電設備(バイオマス比率考慮なし)の導入容量は 2023(令和 5)年末時点で 301 千 kW となっており、本市では太陽光発電に次ぐ導入規模です。2023(令和 5)年末時点のバイオマス発電導入容量は、市町村別でみると全国で 14 番目に多くなっています。
- 風力発電設備の導入容量は 2023(令和 5)年末時点で 75 千 kW となっています。2023(令和 5)年末時点の陸上風力発電導入容量は、市町村別では全国 17 番目に多い導入容量となっています。その他、鹿島港の港湾区域では、洋上風力発電が計画されています。

図 4.2 神栖市の再生可能エネルギー設備導入件数



出典)資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

図 4.3 神栖市の再生可能エネルギー設備導入容量



出典)資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

- 「茨城港・鹿島港港湾脱炭素化推進計画」が2023(令和5)年3月に茨城県により策定されました。鹿島港では、その利用者や周辺地域を対象として、省エネ化や再生可能エネルギー設備の導入、水素・アンモニア等の安定的な供給体制の整備の検討などが進められています。
- 市内には旅客用の鉄道駅がなく、自動車が市民・事業者にとって重要な移動・輸送手段となっています。

図 4.4 神栖市の再生可能エネルギー導入状況



出典)資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」、国土地理院「空中写真」より作成

## ■ ■ 課題

- 市域における温室効果ガス排出量は 2013(平成 25)年度以降は減少傾向にありますが、近年は増加に転じている傾向が見られます。引き続き温室効果ガス排出量の削減を目指して、更なる省エネ化や再生可能エネルギーの導入等の取組を促進していくことが重要です。
- これまで本市内では再生可能エネルギー設備の導入が進んできましたが、国の固定価格買取制度(FIT 制度)の期間終了を迎えるものが今後見込まれます。これら卒 FIT 電源の活用方法も検討し、有効活用を促進することを図る必要があります。
- 太陽光発電や風力発電だけでなく、水素エネルギー・アンモニアの利用といった新エネルギー社会の実現可能性を検討する必要があります。
- 市内の交通手段として自動車利用が大部分を占めるため、ゼロカーボンに向けたまちづくりの実現に向けて次世代自動車導入の推進や充電インフラ整備の推進等の取組が必要です。
- 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギー電力は天候に発電量が左右されることから、市内でより有効活用できるように公共施設等では蓄電池を導入して需給バランスを図ることが望ましく、災害時の非常用電源としての活用も可能であることから、蓄電池導入は重要な取組です。また、電気自動車も非常用電源として活用できるものであるため、公用車を中心に電気自動車への転換や有効活用が必要です。

## 施策の展開方針(1) 省エネルギーの促進

温室効果ガスの排出量を削減するために、省エネ行動の実践や計画的な省エネルギー機器導入、省エネルギー型ライフ・ワークスタイルへの転換のための対策を促します。さらに、エネルギー効率の良い建築物等、施設・設備の環境性能の向上に資する取組を支援します。

### 市施策

#### ①省エネルギー活動の普及促進

- 家庭での省エネ活動を推進します。
- グリーンコンシューマー行動の普及啓発を行います。
- 省エネルギー型のライフスタイルの実践に関する情報提供を行います。
- 事業所での省エネルギー診断を推進します。
- 環境マネジメントシステムの啓発を促進します。

#### ②省エネルギー設備の普及促進 拡充

- ZEH・ZEB 等高度な省エネ住宅・事業所に関する情報や補助金に関する情報を提供します。
- 省エネルギー機器に関する情報を提供します。
- 建築物省エネ法の改正内容を周知します。
- ZEH・ZEB に併せた HEMS・BEMS 等の普及を促進します。
- 公共施設への省エネルギー設備導入又は改修により、ZEB 化を推進します。
- 住宅のエコ・省エネ機器の設置に対する補助金を交付します。

#### ③エコドライブの普及促進

- エコドライブの啓発活動を行います。
- 企業と連携して環境に配慮した自動車利用を推進します。
- 共同配送、物流共同化、モーダルシフト等による物流効率の向上を促進します。

#### ④次世代自動車の導入促進 拡充

- 次世代自動車の購入及び関連設備の設置に対し支援します。
- 公用車について次世代自動車の導入と災害時の活用を推進します。
- 市民が集まるイベント等での次世代自動車の展示や体験乗車を実施します。
- 事業者と連携した次世代自動車におけるカーシェアの導入を検討します。
- EV 充電設備の検討及び導入を推進します。



## 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● エアコンの使用時の室温は、夏 28℃、冬 20℃等日常的な省エネ行動を行う。</li> <li>● 住宅のエコ・省エネ機器を導入する。</li> <li>● 採光、通風、断熱等に配慮した住宅を建築、選択する。</li> <li>● 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。</li> <li>● 買替え時等購入が必要な際は、次世代自動車を導入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クールビズやウォームビズ等日常業務における省エネ行動を実施する。</li> <li>● 設備更新の際に、省エネルギー・タイプの空調機、給湯設備、ボイラー等を導入する。</li> <li>● 建築物を建築・改築の際に省エネ化する。</li> <li>● 個人配送から共同配送又は運送会社の活用等に切り替え、輸送の効率化を図る。</li> <li>● 買替え時等購入が必要な際は、次世代自動車を導入する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(2) 再生可能エネルギー導入の促進

家庭や事業所における太陽光発電や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、積極的に公共施設への導入を図ります。

## 市施策

## ①再生可能エネルギーの普及促進 拡充

- 再生可能エネルギーに関する情報を提供します。
- 災害時利用を見据えた再生可能エネルギーの調査・検討を行います。
- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- 民間企業と協働した再生可能エネルギー導入の検討を行います。
- 単 FIT 電源の活用方法の検討を行います。
- 地域活性化資金による防災用ポータブル蓄電池の取得と定置型蓄電池の設置を実施します。

## ②家庭・事業者への再生可能エネルギー導入の促進 拡充

- 家庭・事業者に対して再生可能エネルギーの普及啓発を行います。
- 家庭に対して再生可能エネルギー導入助成を PR します。
- e.CYCLE 事業の取組を支援します。

## 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭の状況に応じて太陽光発電設備や太陽熱温水器等を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の形態や事業所の状況に応じて、太陽光発電、太陽熱利用等、再生可能エネルギーの導入を図る。</li> </ul>

### 施策の展開方針(3) 新たなエネルギー導入の促進

国及び県等の水素・アンモニアに係る方針や施策を踏まえ、新たなエネルギー源である水素・アンモニアの導入促進や新たな産業の創出のための支援策等を講じます。さらに、市民生活をより豊かで快適なものとするために、情報提供等によって家庭・事業者への水素エネルギーの浸透を目指します。

#### 市施策

##### ①家庭・事業所への水素エネルギーの浸透

- 水素ステーションの導入に向けた運営・事業性等の検証を行います。
- 市内事業所への純水素型燃料電池導入に向けた実証実験等の検討を行います。
- 燃料電池自動車(FCV)の導入を促進します。
- 家庭への家庭用燃料電池(エネファーム)の導入拡大を図ります。

##### ②安定的な水素・アンモニア供給体制の検討 拡充

- 鹿島臨海工業地帯からの安定的な水素製造に向けた実証事業等の誘致を検討します。
- 再生可能エネルギーと水素を組み合わせた実証事業等の誘致を検討します。
- 水素・アンモニアの貯蔵・輸送・利活用の将来的な実装に向け、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会との連携を図ります。

##### ③水素・アンモニアに関する新たなビジネス創出及び研究開発等の支援 拡充

- 水素・アンモニア関連事業の誘致・支援に向けた各種支援制度の検討を行います。
- 水素・アンモニア関連研究フィールドとしての誘致に向けた検討を行います。

#### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭における水素関連製品(家庭用燃料電池、燃料電池自動車等)の利活用を図る。</li> <li>● 水素・アンモニアに対する理解を深めるため情報収集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所における水素関連製品(業務用燃料電池、燃料電池自動車等)の利活用を図る。</li> <li>● 水素・アンモニア関連の知見・ノウハウの情報収集を行う。</li> <li>● 水素・アンモニアの関連技術や製品開発に努める。</li> <li>● 水素・アンモニアに対する理解を深めるため情報収集する。</li> <li>● 水素関連の人材育成を図る。</li> </ul>



## 施策の展開方針(4) ゼロカーボンに向けたまちづくりの推進

ゼロカーボンに向けたまちづくりの実現に向けて、環境負荷が少なく持続可能性が高いシステムへの期待が一層高まっています。

### 市施策

#### ①人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築 拡充

- バス輸送の充実を図ります。
- デマンドタクシーの利便性向上を図ります。
- 市内公共交通機関の連携を図ります。
- 神栖市地域公共交通活性化協議会の活動を支援し、公共交通の利用促進を図ります。
- e.CYCLE 事業で得られた地域活性化資金の活用によりローカル SDGs に資する事業展開を図ります。

#### ②都市のエネルギー・システムの効率化の推進

- 国内のエネルギー面的利用の事例の情報提供を行います。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● デマンドタクシーやバス等の公共交通や、自転車を活用する。</li> <li>● レンタカーやカーシェアを活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バス等の公共交通や、自転車を活用する。</li> </ul>

### ■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
温室効果ガス排出量	神栖市内で排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量	4,149 千t-CO <sub>2</sub> 【2021 年度】	3,126 千t-CO <sub>2</sub> 【2030 年度】 (2013 年度比 46%削減)

備考)目標値は「神栖市再生可能エネルギー導入計画」に基づきます。

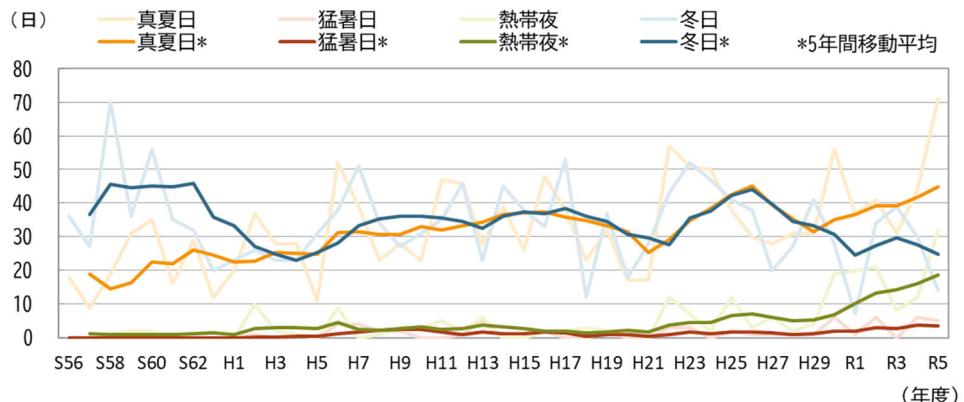


## 施策の方向性 1－2 気候変動への適応

### ■ 現状

- 本市の気象は、黒潮の影響を受けた海洋性気候に属し、四季を通じて雨量が少なく、比較的温暖であり、寒暖の差も比較的小さいものとなっています。

図 4.5 真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の推移(神栖市)



備考)1. 観測地点:鹿嶋 緯度:北緯 35 度 57.8 分/経度:東経 140 度 37.3 分

出典)気象庁「気象統計情報」より作成

- 年平均気温は、昭和後期の約 14°C から近年は約 16°C となり、長期的な推移としてはやや上昇傾向にあると考えられます。
- 真夏日・熱帯夜の日数は、年による変動があるものの、2017(平成 29)年度以降は概ね増加傾向にあります。

### ■ 課題

- 近年、気温が顕著に上昇しており、猛暑日や熱帯夜の増加、局地的大雨の増加、熱中症や感染症のリスクの増大等、その影響が顕在化しつつあります。そのため、地球温暖化対策に加え、気候変動によって生じる様々な自然環境や事業環境、私たちの生活への被害等を把握・理解して、それらを軽減する対策(適応策)にも取り組むことが必要とされています。

### 施策の展開方針(1) 気候変動への対策

気温の上昇や極端な気象の増加等気候変動の影響についての情報を収集するとともに、市民・事業者等にも対策の必要性をわかりやすく啓発します。また、農業分野において、気候変動に関する技術開発等の情報発信や農業設備の高効率化、営農型太陽光発電の普及等を推進します。

#### 市施策

##### ①気候変動に関する情報の収集・提供

- 気候変動による影響について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通して、普及啓発や情報発信を行います。

## ② 防災・減災対策の推進 拡充

- 気象災害のリスクの把握と住民への情報を発信します。
- 護岸や堤防等の嵩上げ、砂浜の維持・回復等、津波や高潮・波浪による災害、海岸侵食から背後地の安全を確保するため対策を推進します。

## ③ 農業分野における適応策の推進 新規

- 気候変動に対する適応技術の開発や普及状況の情報を発信します。
- 営農型太陽光発電の普及を推進します。
- ヒートポンプ冷房等の導入による高温対策を推進します。
- 災害に強い耐候性ハウスの導入やパイプハウスの補強等を推進します。

## ④ 熱中症対策の推進

- 熱中症予防に関する情報をリーフレットや市ホームページ等各種媒体により広く周知し、熱中症にかかりやすい高齢者をはじめとした市民への普及啓発を行います。
- 熱中症が起こりやすいと思われる日には防災無線で市民に注意喚起を行います。

## ⑤ 感染症対策等の推進

- デング熱等蚊媒介感染症の予防啓発や発生動向の把握に努めます。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化や極端な気候の増加が生活に与える影響を理解・共有し、一人一人ができる対応策を考える。</li> <li>● 市で作成しているハザードマップを参考に、災害時の避難等についてあらかじめ考えておく。</li> <li>● 豪雨に備え、排水溝等を日ごろから清掃しておく。</li> <li>● 適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。</li> <li>● 熱中症にかかりやすい高齢者や幼児等への心配りを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化や極端な気候の増加が事業に与える影響を理解・共有し、事業者としての対応策を考える。</li> <li>● 市で作成しているハザードマップを参考に、災害時の避難等についてあらかじめ考えておく。</li> <li>● 営農型太陽光発電の導入を検討する。</li> <li>● ヒートポンプ冷房等の高効率機器の導入を検討する。</li> </ul>

## ■ ■ 環境指標

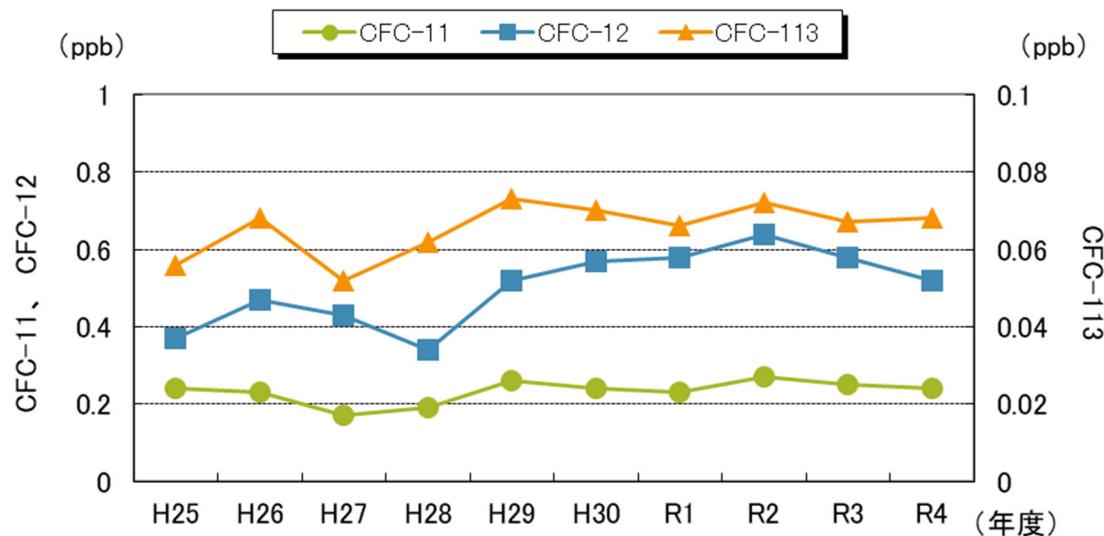
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
神栖市ホームページの「エコ・省エネ支援」サイトへの年間アクセス件数	神栖市の省エネ・再エネに関する補助金情報に、気候変動への適応に関する情報を加えて掲載したサイトへのアクセス件数	14,165 件 【2023 年度】	16,000 件 【2028 年度】

## 施策の方向性 1-3 フロンの確実な回収の促進

### ■ 現状

- オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制のため、2001(平成 13)年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定され、2006(平成 18)年の法改正を経て、業務用冷凍空調機器等からのフロン類の回収が実施されてきました。
- しかし、特定フロンから代替フロンへの転換が進むなかで、地球温暖化係数の高い代替フロンである HFC(ハイドロフルオロカーボン)の使用が急増しており、その規制が必要となっていること等を受け、フロン類の「使用の合理化」及び特定製品に使用されるフロン類の「管理の適正化」を進めるため、2015(平成 27)年 4 月に、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が施行されました。
- さらに、2020(令和 2)年 4 月の法改正(改正フロン排出抑制法)では第一種特定製品の管理者や整備者、廃棄等実施者が機器廃棄時にフロン類の回収を行わなかった場合の罰則が設けられました。
- 大気環境中のフロン環境濃度は、近年ほぼ横ばいに推移しています。

図 4.6 大気環境中のフロン環境濃度の推移(茨城県)



出典:茨城県環境白書を基に作成

- 本市では、家電リサイクル法はおおむね理解されており、購入店以外の店舗にも協力いただき、適正な回収を行っています。

### ■ 課題

- オゾン層破壊物質であるフロンが大気中に排出されないように家電リサイクル法等に基づいて、フロンを確実に回収する必要があります。

## 施策の展開方針(1) フロン回収の啓発の推進

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となっているフロン類の排出抑制を一層強化するため、フロン回収の啓発を実施します。

### 市施策

#### ①法に基づくフロン回収の啓発

- 家電リサイクル法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)に基づくフロンの回収を促進するための啓発を実施します。

### 取組

#### 市民

#### 事業者

- |                                     |                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ● 家庭におけるエアコンや冷蔵庫等に含まれるフロン類の回収に協力する。 | ● 事業所におけるエアコンや冷蔵庫等に含まれるフロン類の回収に協力する。 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|

### 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
大気環境中のフロン環境濃度	茨城県内(測定地点:水戸市)で排出されるフロン類(CFC-11、CFC-12、CFC-113)の大気中濃度	CFC-11:0.24 ppb CFC-12:0.52 ppb CFC-113:0.068 ppb 【2022 年度】	減少方向 【2028 年度】



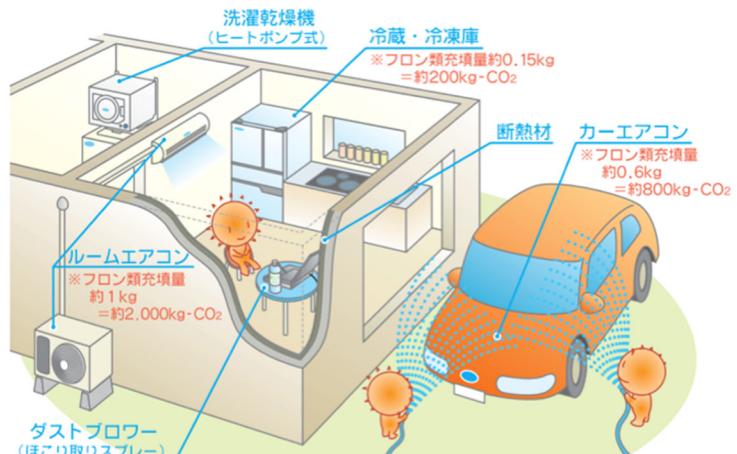
### フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称「フロン排出抑制法」)は、フロン類の製造から廃棄までの全体にわたる包括的な対策が取られるように制定された法律です。

2019(令和元)年の法改正(令和元年法律第二十五号)では、機器廃棄時にフロン回収を行わない廃棄・引取等の実施者に対する直接罰の導入や抜本的な対策を講じる改正となりました。

出典:環境省「フロン排出抑制法ポータルサイト」

#### 身近なところにあるオゾン層破壊物質と代替フロン等



## 施策の方向性 1－4 酸性雨に関する情報の収集

### ■ 現状

- 化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物で、通常 pH(水素イオン濃度指数)5.6 以下の雨を酸性雨といいます。
- これまで酸性雨の原因物質となる二酸化硫黄や窒素酸化物の発生源に対して、原因物質の排出量削減を目指した対策や大気環境のモニタリングを実施してきました。計画策定の 2019(令和元)年度以降は pH5.6 を上回る(酸性雨とならない)状況が継続しています。

### ■ 課題

- 酸性雨の影響の早期把握等を目的として、降下ばいじん中の pH 数値を現状維持できるように酸性雨の発生状況について監視を継続する必要があります。

### 施策の展開方針(1) 酸性雨の発生状況の監視の継続

酸性雨は、森の木を枯らし、建物や橋等のコンクリートや金属等を痛めることから、地球規模での環境問題として重要な課題となっており、継続して観測します。

#### 市施策

##### ①酸性雨発生状況の監視

- 降下ばいじんの測定にあわせて pH の測定・監視を行います。

#### 取組

##### 市民

##### 事業者

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 酸性雨による生活への影響について興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所内で、市などが発信する酸性雨情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> </ul> |
|---|--|

### ■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
降下ばいじん中の pH <sup>※1</sup>	神栖市内の 5 測定局における降下ばいじん中の水素イオン濃度 (pH) の平均値	pH 5.9 【2023 年度】	現状維持 <sup>※2</sup> 【2028 年度】

備考)※1:酸性雨の調査結果の値は、降下ばいじん量測定の際に収集した雨水を pH 計で測定した値を用いています。  
※2:一般に pH5.6 以下を酸性雨と呼んでいるため、これらを下回らないよう目指します。

## 基本目標 2 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち

関連する主な SDGs の目標

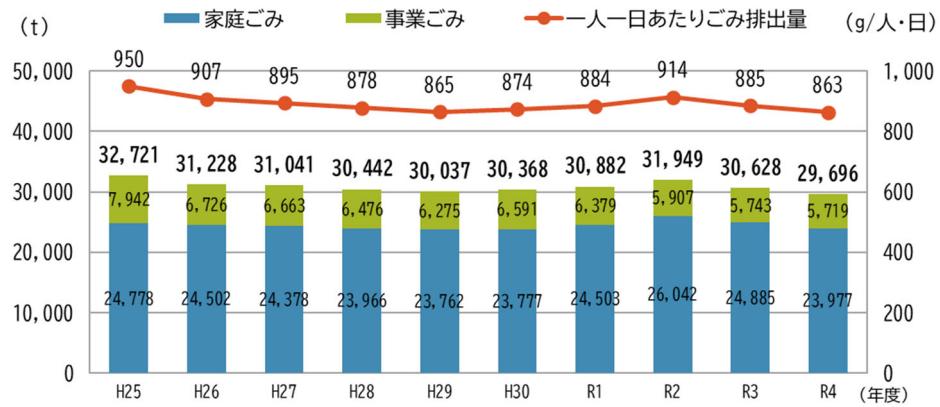


### 施策の方向性 2-1 資源が循環する社会の構築

#### ■ 現状

- 本市のごみ排出量は、これまでのごみの減量に関する取組の推進によって減少傾向でしたが、コロナ禍であった 2020(令和 2)年度は一時的に増加に転じました。
- 2022(令和 4)年度のごみ排出量は 29,696t/年、一人当たりのごみ排出量は 863g/人・日となっています。

図 4.7 ごみ排出量の推移(神栖市)



備考) 平成 26 年度以降のごみの総排出量の数値は、市で支援している「資源物集団回収制度」において搬送されたごみの量を含んだ数値。

出典) 神栖市環境課資料より作成

- 家庭ごみ排出量は全体の約 8 割程度を占めており、その内訳は主に可燃ごみとなっています。
- 家庭ごみ排出量は近年概ね横ばいの状態がつづいているものの、事業ごみ排出量は順調に減少しています。
- 2024(令和 6)年度より、可燃ごみ処理施設である「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター」が稼働しました。これまで稼働していた広域波崎 RDF センターは廃止となり、可燃ごみ中継施設が新たに設置予定となっています。

#### ■ 課題

- 可燃ごみ処理施設が新しくなったため、家庭や事業者の新しい分別方法の徹底や、排出抑制への意識向上に繋がるような取組を進めていくことが重要です。
- コロナ禍であった 2020(令和 2)年度は家庭での在宅時間が増加したことにより、ごみ排出量も一時的に増加したことが考えられます。新しいライフスタイルへ転換していることを踏まえ、分別の徹底や排出抑制の普及活動に取り組むことが必要です。

## 施策の展開方針(1) 市民・事業者・行政が協働した 5R の促進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に、リフューズ(発生抑制)・リペア(修理・修繕)の 2 つを加えた 5R を推進し、市民・事業者と一体となって循環型社会の実現に向けて対策を講じます。

### 市施策

#### ①ごみの発生抑制、分別の徹底や再資源化に対する意識の啓発

- 分別の徹底を推進します。
- 学校やイベント等での環境教育の充実を図ります。
- リサイクルプラザの利用促進を行います。

#### ②ごみの発生抑制(リフューズ:Refuse)の促進

- レジ袋削減を呼びかけます。
- 簡易包装の促進を行います。
- 計画的な商品購入を推進します。

#### ③ごみの排出抑制(リデュース:Reduce)の促進

- 事業系ごみの対応を行います。
- ちゅう芥類(生ごみ)の水切りや堆肥化を推進します。
- せん定枝葉の資源化を行います。
- 無駄のない食生活への転換を呼びかけます。
- 廃食用油の回収を行います。
- ごみの有料化の検討を行います。

#### ④修理・修繕(リペア:Repair)、再使用(リユース:Reuse)の普及

- 物を大切に使うライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- 不用品の有効利用を呼びかけます。
- フリーマーケットや詰め替え商品の活用を呼びかけます。

#### ⑤ごみの再生利用(リサイクル:Recycle)の推進

- 資源物の分別及び集団回収を推進します。
- 再生品や適正処理しやすい商品を推進します。



## 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家のごみ箱をごみ用と資源用に分け、不要になった紙類を、資源になるか再確認してからごみ箱に入れる。</li> <li>● マイバッグを持参し、レジ袋を断る。</li> <li>● 簡易包装の商品を選択する。</li> <li>● 食べきれる量だけ作り、食べ残しをせず、食品ロスの削減に努める。</li> <li>● 生ごみは水分をしっかり切ってから出す。</li> <li>● フリーマーケットやリサイクル店等を活用し、できる限り再利用する。</li> <li>● 地域の集団回収に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製品の設計から生産、使用、廃棄及び再利用までのライフサイクル全体を通じて環境に配慮した製品の製造、販売に努める。</li> <li>● 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用等により紙の使用量を削減する。</li> <li>● 小売店等では、梱包材、容器包装等の減量化に努める。</li> <li>● 飲食店等では、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、食品ロスの削減に努める。</li> <li>● 製品、容器等の再利用の方法について情報提供し、再利用を促進する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(2) 環境に配慮した適正処理・処分の推進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づいた指導や啓発により、日常のごみ出しルールの徹底や廃棄物の適正処理向上等に取り組みます。

## 市施策

## ①適正な中間処理の実施

- ごみ処理施設の適正管理を行います。
- リサイクルプラザの延命化を行います。

## ②野外焼却禁止の励行

- 野外焼却禁止に関してホームページや広報紙等を活用した周知を行い、神栖警察署と連携しながら現地での指導に当たります。

## ③継続的な収集運搬、処理処分体制の構築

- ごみや資源の分別方法や回収方法を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者等と連携を図ります。
- し尿・浄化槽清掃業に係る収集運搬車両の適正確保を行います。

## 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットボトルを洗う等、適切な廃棄物のリサイクル・処分に配慮する。</li> <li>市の方針を理解し、適正な処理ルートの把握に努める。</li> <li>自宅でごみを焼却しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。</li> <li>市の方針を理解し、適正な処理ルートの把握に努める。</li> <li>事業所でごみを焼却しない。</li> </ul>

## 施策の展開方針(3) 神栖地域と波崎地域の清掃行政の円滑化

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、神栖地域と波崎地域の両地域の特性に合った排出方法や収集方法について検討し、両地域の清掃行政の円滑化を図ります。

## 市施策

## ①分別区分の構築

- 分別方法の周知に努め、鹿島共同可燃ごみクリーンセンター運用開始後は、より良い分別区分の見直し等の検討を行います。

## ②資源物排出方法の構築

- 地域特性に合わせた資源物排出方法の検討を行います。

## ③収集・運搬体制の構築

- 地域特性に合わせた排出方法・収集方法の検討を行います。

## 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>市の方針を理解し、適正な分別区分の把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の方針を理解し、適正な分別区分の把握に努める。</li> </ul>

## 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
一人一日当たりごみ排出量	神栖市内で排出される一人一日当たりのごみ排出量	948 g/人・日 【2023 年度】	946 g/人・日 【2030 年度】

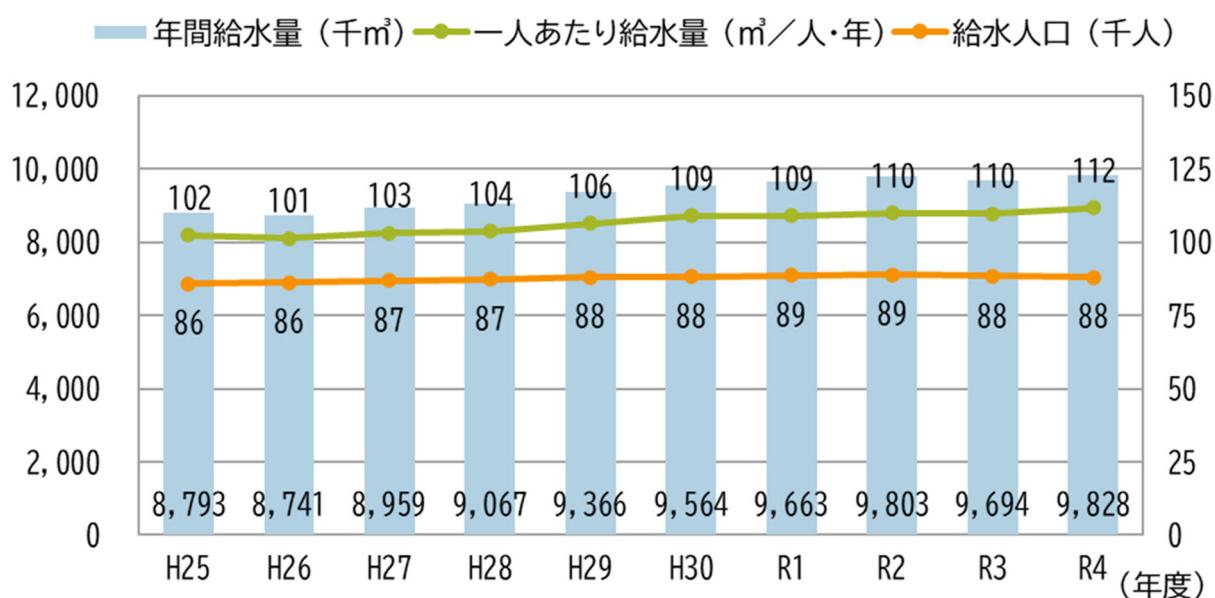
備考)目標値は「神栖市一般廃棄物処理基本計画」に基づきます。

## 施策の方向性 2－2 水の健全な循環の確保

### ■ 現状

- 上水道の年間給水量は、2015(平成 27)年度以降やや増加しています。2022(令和 4)年度では 9,828 千m<sup>3</sup>と直近 10 年間の中で最も高い数値となっており、経年にみると年々増加しています。地下水利用から上水道への切替を促した結果と考えられます。
- 一人当たりの給水量は、2014(平成 26)年度以降増加しています。2022(令和 4)年度では 112 m<sup>3</sup>/人・年と直近 10 年間の中で最も高い数値となっており、微増傾向となっています。
- 給水人口は、近年ほぼ横ばいで推移しています。

図 4.8 年間給水量及び一人あたり給水量の推移(神栖市)

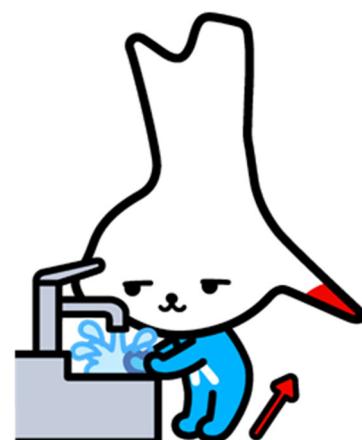


備考) 数値を四捨五入している関係で、必ずしも合計値が一致しない場合がある。

出典)神栖市環境課資料

### ■ 課題

- 安全で良質な水の供給を目指して、引き続き上水道の普及を図る必要があります。
- 市内には良質な地下水を使用している家庭等も数多くあります。地下水への過度の依存は、有限の資源である水の枯渇や地盤沈下につながるため、地下水利用を減らして給水量を増やすことを目指し、水の効率的な利用を促進する必要があります。



## 施策の展開方針(1) 水道普及率の向上

より安全で快適な水の供給や災害時の安定供給を目指し、井戸等の地下水を使用している水道未加入世帯に対して上水道への切替えを促し、水道普及率の向上に取り組みます。

### 市施策

#### ①上水道への切替えの促進

- 井戸水から上水道への切替えを PR します。

### 取組

#### 市民

- 上水道へ切替える。

#### 事業者

- 上水道へ切替える。

## 施策の展開方針(2) 水の有効利用の促進

水は貴重な資源であるため、節水の啓発を行います。また、水の効率的な利用や適正な地下水利用等を進め、健全な水の循環の維持や回復につなげていきます。

### 市施策

#### ①地下水の適正な利用

- 神栖市公害防止条例に基づく届出制度を適正に維持します。

#### ②節水の啓発

- 水資源の保全を図るため、節水の啓発を行います。

### 取組

#### 市民

- 水の使い方の工夫や節水機器の導入により、使用量を減らす。

#### 事業者

- 水の使い方の工夫や節水機器の導入により、使用量を減らす。

### 施策の展開方針(3) 計画的な土地利用の推進

農地の整備や都市開発等による土地利用の変化は、水循環に影響を与えるため、国土利用計画等に基づいた適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な水循環の保全を目指します。

#### 市施策

##### ①国土利用計画等に基づく土地利用の推進

- 国土利用計画法や都市計画法、農林振興地域の整備に関する法律に基づく総合的な土地利用の調整を行います。
- 都市再生特別措置法に基づく総合的な土地利用の調整を行います。

#### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画法等を遵守し、適正な土地利用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が示す土地利用方針に従って、秩序あるまちづくりに協力する。</li> <li>● 都市計画法等を遵守し、適正な土地利用を図る。</li> </ul>

#### 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
給水人口	神栖市の給水人口	87,733 人 【2023 年度】	89,930 人 【2027 年度】

備考)目標値は「神栖市水道ビジョン後期計画」に基づきます。



#### 神栖市の水道水



神栖市内の水道は、茨城県企業局が北浦・鰐川で取水・浄水した水を受水して、市内へ配水を行っています。神栖地域には知手配水場と鰐川配水場、波崎地域には土合配水場と別所配水場があります。水道普及率は年々向上しており、2021(令和 3)年度末の水道普及率は93.2%となります。

出典:神栖市「神栖市水道ビジョン 2018-2027 後期計画(令和 5 年度改訂)」

## 施策の方向性 2－3 環境に配慮した農業振興

### ■ ■ 現状

- 気候変動や生物多様性の低下等により食料システムを取り巻く変化や、農林漁業・食品産業の持続的発展等のため、2022(令和)4 年に「(通称)みどりの食料システム法」が施行され、化学肥料・農薬の使用低減等に取り組む農業者の認定制度が開始されました。
- 農地は、田園景観を形成したり、農業用水路や水田が動物や植物の生息空間となったりする等、環境保全機能の高い地域です。一方で、作物の栽培に当たって、化学肥料や化学合成農薬を使用することによる環境への影響やビニールハウス等のプラスチック系シートの野焼き、稻わら等の野焼きも含め、大気への影響が問題となることがあります。

### ■ ■ 課題

- 近年、農業従事者の高齢化や担い手不足により、農地としての管理ができない耕作放棄地や遊休農地が増加しています。
- 化学肥料の施肥や農薬の使用等農業による環境への負荷を削減する必要があります。また、稻わら等資源として利用できるものの資源化を推進する等、環境保全型の農業を促進する必要があります。

### 施策の展開方針(1) 環境保全型農業の促進

自然環境に配慮した地域農業の展開を図るため、いばらきみどり認定の取得促進の推進に努めます。

#### 市施策

##### ①いばらきみどり認定の促進 新規

- いばらきみどり認定に関する情報提供を行います。
- 省エネルギー型農業機械、農業設備に関する情報提供を行います。

##### ②環境に優しい農作物(農薬低減)の栽培促進

- 環境に優しい農作物(農薬低減)の栽培を促進します。
- 特別栽培農産物の認証取得を推奨します。

##### ③畜産排泄物の適正処理の促進

- 畜産排泄物の適正処理を促進します。

##### ④ソーラーシェアリングの普及 拡充

- 国内のソーラーシェアリングの事例の情報提供を行います。
- 営農型太陽光発電のモデル実証を行います。
- 営農型太陽光発電のモデル実証成果に基づく有用情報の提供を行います。



## ⑤優良農地の保全・集約化

- 農地の集約化を考えている個人・企業へのサポートを行います。
- 農地の拡大や整備を図るための情報提供を行います。
- 環境に配慮した農地の活用を促進します。

## ⑥スマート農業の促進 新規

- ICTを活用したスマート農業の導入支援を行います。
- 自動化、省力化、環境制御等の導入支援を行います。

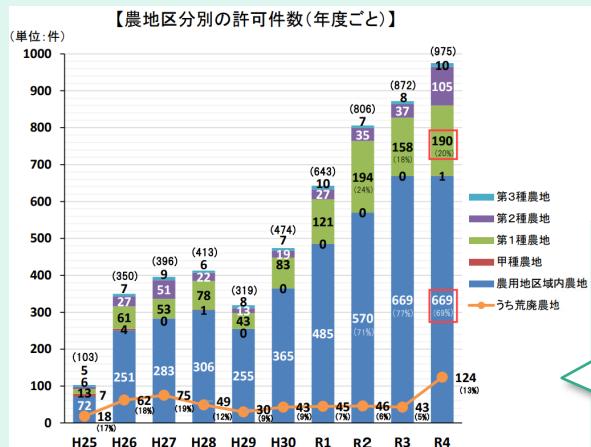
### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>より身近で生産された野菜や果物等を購入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的にいばらきみどり認定の登録に努める。</li> <li>農薬や化学肥料の使用を減らす。</li> <li>消費者に環境保全型農業をPRする。</li> <li>家畜排泄物は、適正に管理し、堆肥化等の有効利用する。</li> <li>ソーラーシェアリングの導入を検討する。</li> <li>ICTを活用したスマート農業の導入を図る。</li> </ul>



### 営農型太陽光発電

「営農型太陽光発電」とは、農地に支柱を立てて上部に太陽光発電を設置し、その下で適切に農業を継続することにより、農業と発電を両立化する仕組みです。

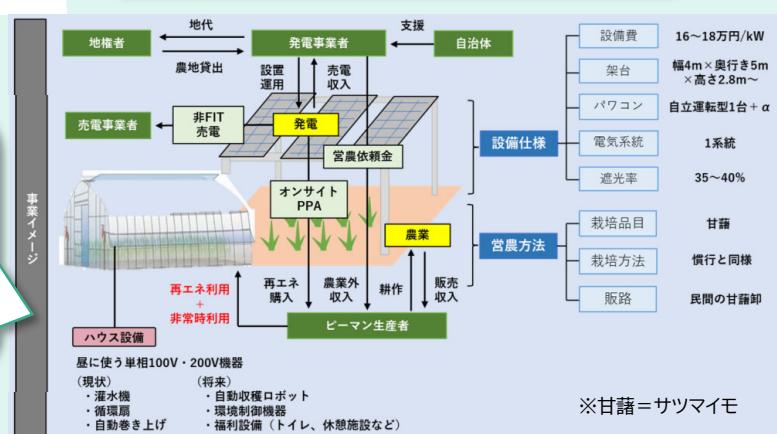


新たに農地の一時転用許可を受けた件数は増加傾向にあり、2022(令和4)年度は過去最高の975件となっています。農用地区域内農地と第1種農地が全体の9割を占めています。

#### 「神栖市営農型太陽光発電モデル」

ピーマン施設の隣接農地(サツマイモ等)で営農型太陽光発電を行い、そこで発電した電力をピーマン施設にて利用し、余剰電力分は売電する、神栖市の農業に適した営農型太陽光発電モデルです。

出典:農林水産省「神栖市営農型太陽光発電検討協議会」



※甘藷=サツマイモ

## 施策の展開方針(2) 資源の有効利用の促進

農業系資源を有効利用し、循環型社会の形成に寄与していきます。また、遊休農地や耕作放棄地の解消に努め、農地の適切な維持・管理を促進します。

### 市施策

#### ①農業系資源有効利用の促進

- 農業用廃プラスチックのリサイクルの促進をします。
- ピーマン残渣の適切な処分を促進します。
- 神栖市農業用廃プラスチック収集対策協議会の活動を支援します。

#### ②遊休農地の有効活用の促進

- 農地利用意向調査による遊休農地所有者の意向を把握します。
- 所有者の意向により農地中間管理機構等適切な制度を紹介・推進します。
- 農地利用最適化推進員による農地の活用を促進します。

### 取組

市民	事業者
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用廃プラスチックのリサイクル等を行い農業廃棄物の減量に努める。</li> <li>耕作放棄地の発生防止に努め、農地の再利用や有効利用に取り組む。</li> <li>遊休農地を地域活性化等の場として活用する。</li> </ul>

### 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
いばらきみどり認定制度の登録者数	県認定制度「いばらきみどり認定」の登録数	160(人) 【2023 年度】	500(人) 【2028 年度】

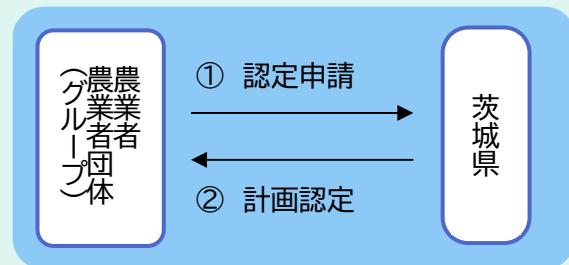


### いばらきみどり認定

みどりの食料システム法及び同法に基づく茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画に基づき、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、県知事の認定を受けることができます。

#### 「環境負荷の低減」の取組例

- 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- 燃油使用低減や水稻中干し期間延長などによる温室効果ガスの排出量削減
- バイオ炭の農地施用
- 農業用プラスチックの排出削減 など



出典：農林水産省「みどりの食料システム法」概要

## 基本目標3 自然といきものをまもり、共生するまち

関連する主なSDGsの目標



### 施策の方向性3－1 豊かな自然を有する地域の保全

#### ■ 現状

- 急激な都市化の進展により、市内の自然は大きく変貌しましたが、市内には、息栖神社や日川浜、沖の州地区及び常陸利根川等、豊かな自然が残っており、波崎海岸や外浪逆浦等の良好な自然景観を形成しています。
- 本市では、ハクチョウ類やガン類の飛来はほとんど確認されていませんが、カモ類の生息は確認されています。カモ類は近年減少傾向にあります。
- また、近年では、アライグマ、コジュケイ等の外来種の生息も調査により確認されています。波崎海岸砂丘植物公園や、息栖神社では、希少な菌類群も発見されました。
- 第5回自然環境保全基礎調査(環境省)により、神栖市北側では”鹿島郡の常緑広葉樹林(暖温帯常緑広葉高木林)”、神栖市南側では”波崎町のウチワサボテンの群落(暖温帯常緑広葉低木林)”が特定植物群落として選定されました。
- 近年、市内では国の特別天然記念物に指定されているコウノトリの自然繁殖が確認されています。また、海岸の砂浜では絶滅危惧種のコアジサシ、利根川河口域のアシ原ではオオセツカの繁殖も確認されています。
- 本市の利根川周辺の地域は水郷筑波国定公園に指定されています。常陸利根川の大部分は第3種特別地域、息栖神社は第2種特別地域に指定されています。
- 利根川産のヤマトシジミはかつて全国の生産量の7割近くを占めていましたが、汽水域の減少や水草帯の減少、生活排水の増加による水質の悪化など様々な要因により、現在は、ほぼ漁獲されなくなりました。

#### ■ 課題

- 沖の洲や息栖神社、神之池、利根川、波崎海岸等、本市に残された豊かな自然を有する地域を保全し、次の世代に継承していくことが重要です。
- 絶滅危惧種であるコウノトリやコアジサシ、オオセツカ等の繁殖・生息環境の保全のために、営巣地や餌場となる環境の保全に努め、啓発活動等を通じて共生できる環境づくりを心がけて行動することが大切です。
- シジミは窒素やリンから作られる様々な有機懸濁物を体内に取り入れ、貯蔵します。そのシジミを回収することで、河川を浄化する働きがあります。利根川のヤマトシジミを増やしていくことで、生物の多様性の保全と河川環境の改善を図ることが重要です。

## 施策の展開方針(1) 豊かな自然地域の現況把握

市内の自然地域や動物、植物の生息状況に関する調査を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を活用して自然環境の保全を進めます。

### 市施策

#### ①豊かな自然地域の現状調査の実施 拡充

- 豊かな自然を有する地域を将来にわたり良好な状態で維持するための課題等の抽出を行います。
- 自然地域の現状調査結果のデータベース化に向けた仕組みの検討を行います。
- 自然環境に関する現状調査結果の公表・周知を行います。

#### ②自然環境調査の実施

- 市内の動物、植物の生息状況を把握するための調査を行います。
- 神栖市自然環境調査結果のデータベース化に向けた仕組みの検討を行います。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の自然環境について興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。</li> <li>● 自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所内で、市内の自然環境に関する情報を共有し、従業員の環境保全に対する意識向上を図る。</li> <li>● 自然観察会や生物調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(2) 生物多様性の保全と管理

人間の活動が生物多様性に影響を与えていていること等をわかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促進します。また、市内に残された貴重な自然環境である緑地や樹木、農地を保全する取組を進めていきます。

### 市施策

#### ①生物多様性の保全の啓発

- 市の豊かな自然を紹介する講演会や学習会を開催します。
- 市の豊かな自然を紹介するパンフレット等を作成します。
- 生物多様性の重要性、日常生活とのつながり、特定外来種の注意喚起等市民の理解を深めます。

## ②豊かな自然地域の保全

- 豊かな自然を有する地域を保全するための制度等を維持します。
- 海岸からの潮害風に対し、砂丘を造成することで、松林の保護対策を図りつつ、植栽を実施します。
- ヤマトシジミの種苗生産を増やし稚貝の育成に工夫を加えながら、利根川のヤマトシジミの再生に努めます。
- ヤマトシジミの生息に適したワンドやヨシ原、干潟などの自然繁殖の環境を整えることで生物多様性の保全と河川環境の改善に努めます。

## ③豊かな自然地域の管理

- 豊かな自然地域の保全方法の検討に基づき、良好な状態を維持するための管理を行います。

## ④海岸環境の保全・整備

- 海岸防災林の松くい虫等による松枯れ被害防止及び保全整備に努めます。
- 海岸美化活動等を通じて漂着ごみ等を回収する等、海岸環境美化を推進します。

## ⑤外来生物の侵入防止と抑制

- 外来種に関する情報をホームページにおいて発信します。

## ⑥コウノトリに係る環境保全の促進と啓発 新規

- コウノトリの営巣・ヒナのふ化・巣立ち等が安全に行えるよう地元住民及び市民団体と協力して見守り活動を実施します。
- 個体識別を目的とした足環(あしわ)装着作業を実施します。
- コウノトリに関連した田植え等の体験学習の機会を検討します。
- ふ化したヒナの愛称募集等を実施し、市や市民にとって身近な存在となるよう啓発活動を実施します。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安易に生物を捕獲したり、持ち帰ったりしない。</li> <li>● 外来種のペットは適正に管理する。</li> <li>● コウノトリに関する理解を深め、環境保全に配慮した行動を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達等事業活動において、生態系への影響が少ないものを選択する。</li> <li>● 緑化は、できるだけ外来種ではなく郷土種を用いて行う。</li> </ul>



■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
海岸清掃参加者数	神栖市にて実施される海岸清掃の参加者数	1,214 人 【2023 年度】	2,700 人 【2028 年度】

図 4.9 コウノトリ

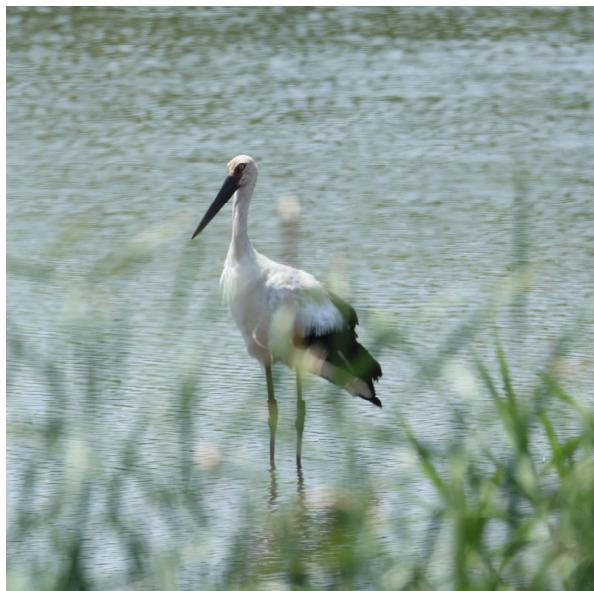


図 4.10 コアジサシ



図 4.11 オオセッカ



図 4.12 シロチドリ



## 施策の方向性 3－2 自然環境の回復

### ■ 現状

- 市内では、自ら育む豊かなまちづくりを目指した「白砂青松(はくさせいしょう)再生プロジェクト」が行われています。このプロジェクトは、先人たちが植え続けてきた松林をもう一度取り戻すため、ボランティアを募集し、松の苗木の植樹を実施しています。
- また、潤いのあるまちづくりの推進や都市景観の向上を目指した「花とふれあいのまちづくり推進事業」を実施し、市民ボランティアの皆様の協力による花植えを行っています。

図 4.13 白砂青松再生プロジェクトの様子



### ■ 課題

- 自然環境を将来にわたって良好な状態を維持するために、美化運動等市民の自主的な活動の支援を通じて、快適で美しい水辺環境の充実を図る必要があります。
- 市庁舎や公民館等の公共施設については、花や樹木による緑化等により、緑地空間の確保に努めることで、来訪者に潤いと安らぎを与える質の高い緑化を図る必要があります。
- 農地、屋敷林、河川・水路が調和した、特徴のある田園景観を守るために、農地の保全や河川・水路等の水辺環境の保全を図る必要があります。



## 施策の展開方針(1) 自然環境に配慮した都市整備の推進

美しい自然景観の保全を推進し、良好な河川環境の保全・創出に努めます。また、市庁舎や公民館等の公共施設については、花や樹木による緑化等により、緑地空間の確保を推進します。さらに、コウノトリやコアジサシ、オオセツカなどが生息できるように、良好な自然環境の保全に努めます。

### 市施策

#### ①河川の環境美化と景観の保全

- 水辺の除草等を実施し、河川の環境美化と良好な景観の保全に努めます。

#### ②公共施設等の緑化

- 公共施設等の緑化を推進します。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川にごみを捨てたり、汚水を流したりしない。</li> <li>● 公共空間の緑化活動に参加する。</li> <li>● 公園管理の自主的取組等に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域社会の一員として、公共空間の美化活動等に積極的に参加する。</li> <li>● 事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理等に積極的に参加する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(2) 自然環境に配慮した農地整備の推進

緑地としての役割や貯水機能、水質浄化機能等、多面的な役割を持っている農地の保全に努めます。

### 市施策

#### ①農地の保全

- 水源涵養機能等の高い環境保全機能を有する優良な農地の保全に努めます。

### 取組

市民	事業者
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発や土地利用は、できるだけ農地を避けて行う。</li> <li>● 所有する農地の適切な維持管理と持続的な経営を行う。</li> <li>● 土地改良区等における農地の施設環境整備・保全を図る。</li> </ul>

### 環境指標

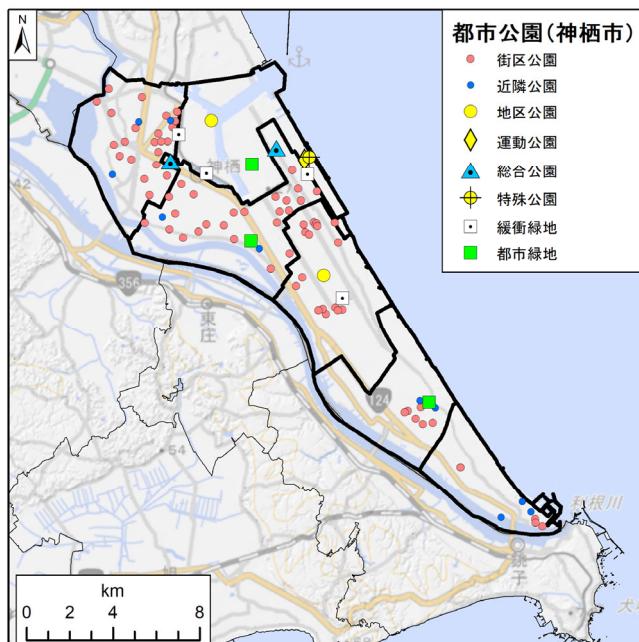
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
市内のコウノトリ営巣ペア数(繁殖期)	繁殖期における、市内にいるコウノトリの営巣ペア数	2 対 【2023 年度】	現状維持 【2028 年度】

## 施策の方向性 3－3 人と自然とのふれあいの促進

### ■ 現状

- 本市は、東に鹿島灘、西に利根川・常陸利根川、中央に神之池と大変豊かな水の恵みを受けています。これらは、工業用水、農業用水として利用されるほか、水辺は、海水浴場、魚釣り場、サイクリングロードとして、多くの人々に親しまれています。
- 本市の公園・緑地は、街区公園が 72 か所、近隣公園が 10 か所、地区公園が 2 か所、総合公園が 2 か所、運動公園が 1 か所、緩衝緑地が 4 か所等となっており、市民 1 人当たりの公園等面積は約 26.26m<sup>2</sup> となっています。これらの中では、緩衝緑地の面積がもっと多く、公園・緑地等面積の約 4 割を占めています。
- 本市では、鹿島臨海工業地帯のような工業集積地においても、港公園の配置による景観の向上や住宅地との緩衝機能を持たせるための帯状の緑地の配置等、良好な景観形成に努めています。さらには、工場立地法及び公害防止協定に基づき工場内緑化を義務づけ、工場の景観性向上を図っており、住宅地等の区域においても、公園や緑地の配置等により、良好な景観形成に努めています。

図 4.14 神栖市内の公園・緑地等の分布状況



出典)神栖市資料「都市公園等総括表(2023(令和5)年3月31日)」、国土地理院「地理院タイル」より作成

### ■ 課題

- 豊かな自然を有する地域を保全する行動を促すため、環境学習の場や人と自然とのふれあいの場として健全な活用を図る必要があります。
- 潤いある市街地形成を推進するため、計画的に公園・緑地の整備を推進するとともに、管理の促進が必要です。
- 市民や市を訪れる人たちが安らぎを感じることのできるように、都市景観の形成を図る必要があります。

## 施策の展開方針(1) 人と自然とのふれあいの充実

市内の公園や河川、海岸等といった自然や生物とふれあえる施設で実施している自然体験や生物にふれあう場の提供を推進します。

### 市施策

#### ①人と自然とのふれあい活動の場の活用

- 日川浜・波崎海水浴場や常陸利根川沿いのサイクリングロード、沖の洲、息栖神社等の利用を促進します。
- ガイドマップ、ホームページによる周知を図ります。

#### ②人と自然とのふれあい活動の場の整備

- 自然を活かしたふれあい活動の場の整備を図ります。
- 県との協働により、市民や観光客が安全で快適に過ごせるレクリエーション空間の整備を図ります。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>休日等に公園や川、海等に出かけ、自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員研修や社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう機会を提供する。</li> <li>社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう場をつくり、顧客等に提供する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(2) 公園・緑地の整備と管理の推進

生物多様性の保全を考慮した緑化の推進や公園等の整備を進め、市内の自然環境を充実させていきます。また、既存の公園等においても、生物多様性の保全につながるような維持管理を推進します。

### 市施策

#### ①公園・緑地の整備

- 都市計画マスタープランに基づいて公園を計画的に整備します。
- 地域の意向を反映した公園の整備を行います。
- 安全や修景に配慮した公園の整備を行います。
- 実のなる木や花の咲く木を植えることで、生物の生息環境に配慮します。

## ②公園・緑地の管理

- 地区(町内会)やシルバー人材センターを活用した公園管理を推進します。
- チップ化したせん定木の有効利用先の確保に努めます。
- 落葉は堆肥化により有効利用します。
- 公園の管理に当たっては、減農薬、減化学肥料等環境にやさしい管理手法をできる限り用います。
- 既存公園の機能を維持するため、植栽や遊具の点検結果に基づき、順次再整備を行います。
- 都市緑地の適切な管理を行います。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園・緑地の維持管理活動に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理等に積極的に参加する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(3) 良好的な都市景観の形成

都市の魅力を高めていくため、都市施設の色彩や自然環境との調和等、都市づくりにおける景観的な視点に基づいて、良好な景観や街並みの形成、風致の維持に向けた取組を進めていきます。

### 市施策

#### ①総合的な都市景観の形成 拡充

- 商業地や工業地、住宅地等面としての景観形成の充実と、まちの個性を生かした魅力あるまちなみの形成に努めます。

#### ②道路景観の整備

- 親しまれるシンボルロードの整備を行います。
- 道路の緑化(街路樹)の維持管理を行います。

#### ③快適な住環境の形成

- 地域特性を活かした住宅地を形成します。
- 田園共生区域においては、自然的な土地利用との均衡を保ちながら、良好な住環境の形成を図ります。
- 地区計画や建築協定、緑化協定等による住環境の維持と向上を図ります。

#### ④家庭・事業所の緑化の推進

- 家の庭やベランダ等の緑化を啓発します。
- 事業所の緑化を啓発します。

## ⑤花いっぱい活動の充実

- 市民自らが作り上げる花いっぱい運動を促進します。

## ⑥景観資源の活用

- 景観資源や景観を楽しむ場の充実を図ります。
- 景観デザインの充実を図ります。
- 良好な景観ネットワークの構築を図ります。
- 風力発電施設群や港公園等のシンボルとなる景観資源のアピールを実施します。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅を建築・改築する際は、法令遵守はもとより周辺景観との調和や近隣への日照阻害等の配慮に努める。</li> <li>自宅周辺の美化に取り組む。</li> <li>庭やベランダ、玄関、屋上等で樹木や草花を育てる。</li> <li>花いっぱい運動に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。</li> <li>事業所周辺の美化に取り組む。</li> <li>敷地内や屋上、壁面緑化等、積極的にみどりを増やす。</li> <li>広い範囲の開発行為等を行う場合には、計画的に生物多様性に配慮したみどりの保全・創出を図り、みどりのネットワーク化を進める。</li> </ul>

### 環境指標

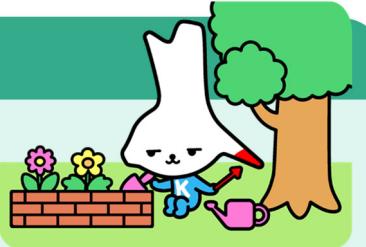
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
一人当たりの都市公園の敷地面積	神栖市の人口一人当たりの都市公園敷地面積	26.37 m <sup>2</sup> /人 【2023 年度】	27 m <sup>2</sup> /人 【2026 年度】

備考)目標値は上位計画である「第3次神栖市総合計画」に基づきます。

**♪コラム フラワーロード**

「花とふれあいのまちづくり推進事業」は、花植えを通して人と人のふれあいの輪を広げ、うるおいのあるまちづくりを推進し、都市景観の向上とともに市民のまちづくり参加意識の高揚を図ることを目的に実施しています。毎年春と秋の年2回、市内6箇所の花壇へ、市民ボランティアの協力による花植えを行っています。

植栽地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オークビレッジかみす前フラワーロード</li> <li>・神栖中央公園前フラワーロード</li> <li>・高梨自動車前(国道124号 荒波地区)</li> <li>・旧太田駐在所前花壇</li> <li>・別所Y字路花壇</li> <li>・銚子大橋入口花壇</li> </ul>
-----	---



花植えの様子



## 基本目標4 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち

関連する主なSDGsの目標

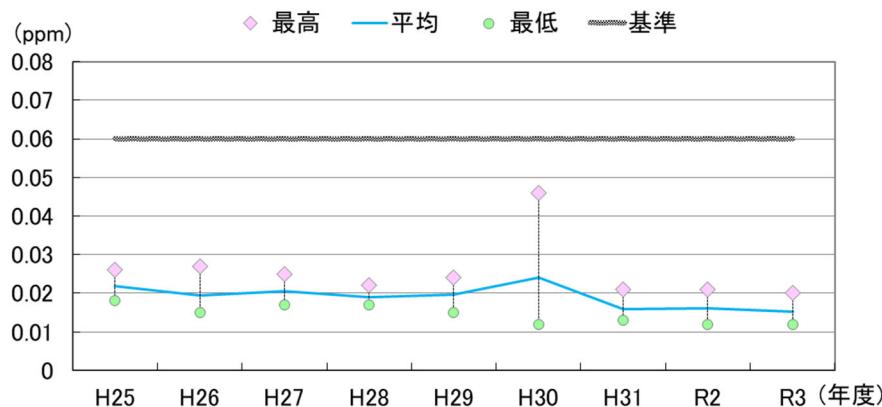


### 施策の方向性4-1 大気環境基準の維持と向上

#### ■ 現状

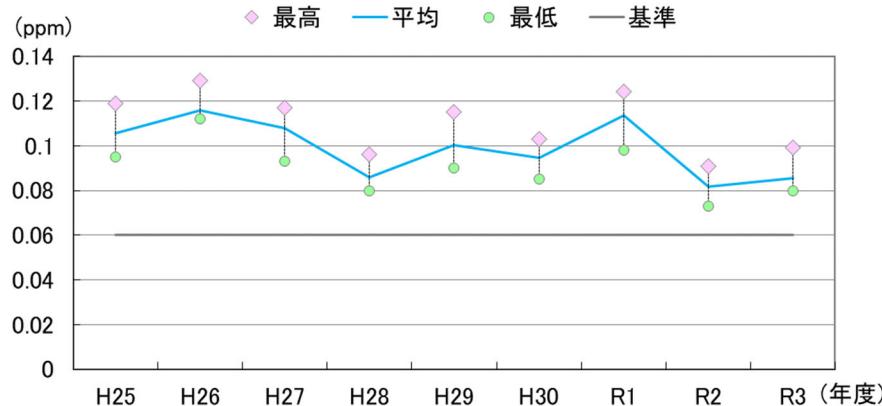
- 市内の大気汚染物質の排出源の多くは、鹿島臨海工業地帯に分布しています。そのため、本市では、大気質の状態を常に測定しています。
- 現在では、各事業所の対策の向上により、大気汚染物質である二酸化窒素や二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質はすべての測定局で環境基準を達成している状態を維持しています。光化学オキシダントについては、環境基準の継続的な超過がみられます。

図 4.15 二酸化窒素濃度の推移(神栖市)(98%値 測定局全体)



出典)国立環境研究所「環境数値データベース」より作成

図 4.16 光化学オキシダントの推移(神栖市) (2%除外値 測定局全体)



出典)国立環境研究所「環境数値データベース」より作成

## ■ ■ 課題

- 今後も大気汚染物質が環境基準を上回らないように、測定及び監視だけでなく、工場や事業場等に対して適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行うことが重要です。
- また、大気汚染の原因となりうる自動車排出ガスの削減を目指して、次世代自動車の導入やエコドライブの普及促進に努めることが重要です。

### 施策の展開方針(1) 大気監視の継続

大気環境を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

#### 市施策

##### ①一般環境大気常時監視測定局等による大気環境測定の実施

- 一般環境大気常時監視測定局で二酸化窒素等の大気汚染物質濃度の測定及び監視を行います。
- 県が実施している大気中ダイオキシン類の測定結果を把握します。
- 県で実施している微小粒子状物質(PM2.5)の測定に基づいて県が注意喚起を発令した場合は、防災行政無線等にて市民に注意喚起を行います。

##### ②市内の降下ばいじんの状況の把握

- 降下ばいじんの測定を行います。
- 現状把握の結果に基づき、次の取組として詳細調査、対策等の内容を検討します。

#### 取組

##### 市民

##### 事業者

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ● 大気環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。 | ● 事業所内で、市等が発信する大気環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。 |
|------------------------------------|--|

### 施策の展開方針(2) 発生源対策の推進

市内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行い、生活環境の保全を推進します。

#### 市施策

##### ①公害防止協定の遵守要請

- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

## 取組

市民	事業者
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>揮発性有機化合物(VOC)排出の少ない塗料等、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(3) 自動車排出ガス対策の推進

大気汚染の原因となる自動車排出ガス削減のため、市民へのエコドライブの普及促進を図り、排出ガスの少ない次世代自動車の導入を図ります。

## 市施策

## ①次世代自動車の率先導入

- 調達する公用車は次世代自動車を優先します。
- 電気自動車の購入及び電気自動車用充電設備の設置費用を助成します。

## ②エコドライブの普及促進

- エコドライブの啓発活動を行います。
- 企業と連携して環境に配慮した自動車利用を推進します。
- 共同配送、物流共同化、モーダルシフト等による物流効率の向上を促進します。

## 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>買替え時等購入が必要な際は、次世代自動車を導入する。</li> <li>車を利用する場合には、エコドライブを実践する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買替え時等購入が必要な際は、次世代自動車を導入する。</li> <li>自らの配送から共同配送や運送会社の活用等に切り替え、輸送の効率化を図る。</li> </ul>

## ■ 環境指標

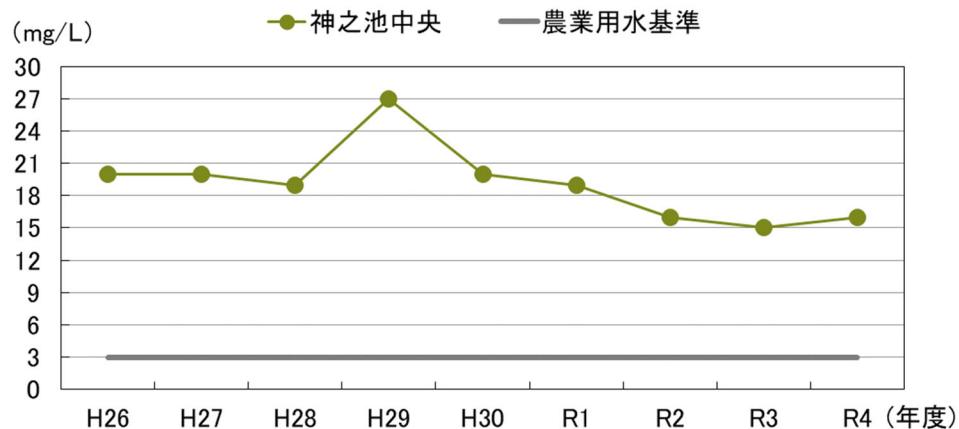
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
大気の汚染に係る環境基準達成率	大気汚染に関する各項目について、環境基準を達成した測定項目全体の割合	86.8 % 【2023 年度】	92.3 % 【2028 年度】

## 施策の方向性 4－2 水質環境基準の達成

### ■ 現状

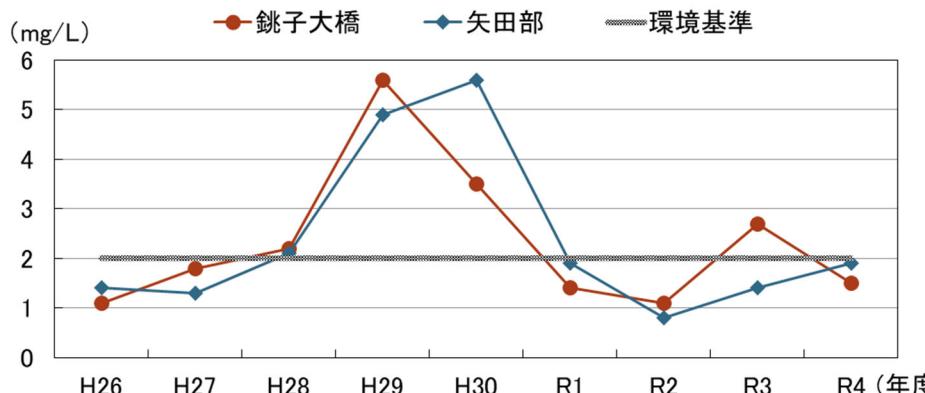
- 水質汚濁の原因となる汚濁物質の発生源は、工場・事業場等の産業系、一般家庭からの生活雑排水等の生活系と山林・農地等の自然系に大別されます。これらの発生源からの汚濁物質が、河川や湖沼、海域に流入し、本来持っている浄化能力を超えたときに水質汚濁が発生します。
- 海域や湖沼の汚濁指標として用いられる COD(化学的酸素要求量)は、鹿島灘海域において、2013(平成 25)年度から環境基準を上回っていましたが、2018(平成 30)年度以降は環境基準をほぼ下回っています。農業用水として利用されている神之池では、農業(水稻)用水基準を上回る状態が通年続いている。常陸利根川の COD は、息栖大橋において、2022(令和 4)年度は目標値を上回っています。
- 有機性汚濁の代表的指標である BOD(生物化学的酸素要求量)の推移は、2016(平成 28)年度から 2018(平成 30)年度にかけて環境基準を上回る状態が続いていましたが、2022(令和 4)年度では環境基準を下回っております。

図 4.17 神之池における COD の推移(神之池中央)



出典)神栖市「水質・底質・魚介類の総合調査業務委託報告書」より作成

図 4.18 河川における BOD の推移



出典)神栖市「水質・底質・魚介類の総合調査業務委託報告書」より作成

■ ■ ■ 課題

- 海域の常陸利根川や神之池における COD は、環境基準を上回っている状態が続いている。また、河川における BOD は、最新年度では環境基準を下回っているものの安定していないため、引き続き水質測定及び監視をする必要があります。
- さらに、環境基準を下回る状態が継続するように、水質測定及び監視だけでなく、工場や事業場等に対して適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行うことが重要です。
- 特に、神之池の水質が汚濁した状態にあります。神之池は農業用水として利用されている池であるため、環境基準は適用されませんが、農業(水稻)用水基準を上回ることから改善を図る必要があります。

### 施策の展開方針(1) 水環境監視の継続

公共用水域の水質を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

#### 市施策

##### ①公共用水域の水質測定の実施

- 鹿島港や神之池等で水質汚濁物質濃度の測定と監視を行います。

#### 取組

##### 市民

##### 事業者

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ● 水環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。 | ● 事業所内で、市等が発信する水環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。 |
|-----------------------------------|---|

### 施策の展開方針(2) 発生源対策の推進

市内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行い、生活環境の保全を推進します。

#### 市施策

##### ①公害防止協定の遵守要請

- 公害防止協定の締結内容の遵守を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

## 取組

市民	事業者
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害防止協定の締結内容を遵守する。</li> <li>● 公害防止協定を締結する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(3) 神之池浄化対策の推進

市民の憩いの場としても親しまれている神之池の浄化対策を一層推進します。

## 市施策

## ①神之池浄化手法の検討と実施

- 神之池水利組合と協力して神之池の浄化手法を検討します。
- 検討結果に基づき、浄化対策を実施します。

## ②神之池緑地の整備と充実

- 神之池緑地の整備と一層の充実を図ります。

## 取組

市民	事業者
● 神之池浄化活動に参加・協力する。	● 神之池浄化活動に参加・協力する。

## ■ ■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
公共用水域の汚染に係る環境基準達成率	公共用水域(河川、湖沼、海域)の水質汚濁に関する各項目について、環境基準を達成した測定地点全体の割合	75.2 % 【2023 年度】	83.0% 【2028 年度】

図 4.19 鹿島港

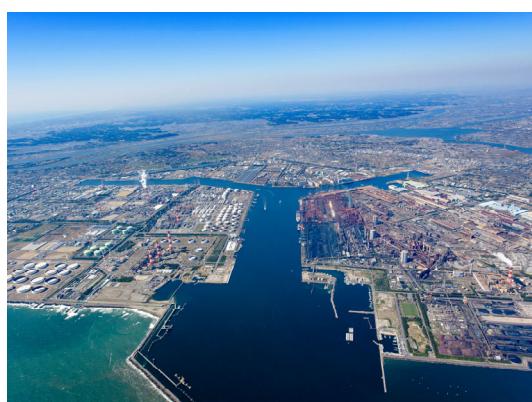


図 4.20 神之池



## 施策の方向性 4－3 地下水質の安全確保

### ■■ 現状

- 地下水質の調査は、概況調査とその調査によって有害物質が検出された場合の汚染井戸周辺地区調査、過去に環境基準を超えた地点に対する定期モニタリング調査が行われており、ヒ素とフッ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が継続して環境基準を超過している地域があります。
- 飲用水に関する調査の結果からは、大腸菌群や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で基準を超える地点が見られます。
- 本市では一部地区において、住民の健康被害から地下水のヒ素汚染が顕在化したため、汚染発覚後には職員を動員して各世帯にチラシの配布や、仮設の給水所の設置等を行いました。

### ■■ 課題

- 一部地域でヒ素やフッ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が生じていることから、地下水質の監視を継続的に実施するとともに、発生源対策の実施等により地下水質の回復を図る必要があります。
- 有機ヒ素の状況改善には、まだ長い年月がかかる見込みであり、引き続き啓発等を行う必要があります。

### 施策の展開方針(1) 地下水質監視の継続

地下水質を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

#### 市施策

##### ①地下水質の測定の実施

- 設置している観測井戸の地下水の状況を監視します。

#### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地下水質に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所内で、市等が発信する地下水質情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> </ul>

## 施策の展開方針(2) 有機ヒ素化合物汚染対策の推進

有機ヒ素汚染地下水の浄化対策が完了しましたが、引き続き国・県と連携しながら定期的にヒ素濃度等を測定することで汚染状況等を把握し、市民の安全確保に努めています。

### 市施策

#### ①有機ヒ素化合物汚染の監視

- 国、県と連携協力し、浄化対策の効果について測定を継続し、情報提供を行います。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>有機ヒ素化合物に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内で、市等が発信する有機ヒ素化合物に関する情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> </ul>

### ■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
地下水質の汚染に係る環境基準達成率	地下水質汚濁に関する各項目について、環境基準を達成した測定地点全体の割合	38.9 % 【2023 年度】	44.3 % 【2028 年度】



### 家庭用浄水器の補助制度

神栖市では、安全な飲料水を確保するために一部市民に対して家庭用浄水器の補助を行っています。

対象者	地下水汚染が確認された井戸水を飲用する住民
補助金額	浄水器の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)又は15万円のうち、いずれか低い額
対象の浄水器	<ul style="list-style-type: none"> <li>逆浸透膜方式を採用し、前処理フィルターを有している</li> <li>浄水機能が1時間あたり5リットル以上である</li> <li>専用の圧力ポンプを有している</li> <li>性能の保証期間が1年以上である</li> </ul>
補助手続き	補助金の交付を受けるには、浄水器を設置する前に申請手続きが必要

※一般的な活性炭方式、中空紙膜方式、セラミック方式などの浄水器では対象物質の除去が困難であるため、  
補助の対象外

※上水道が整備されている地区の世帯は補助金の交付

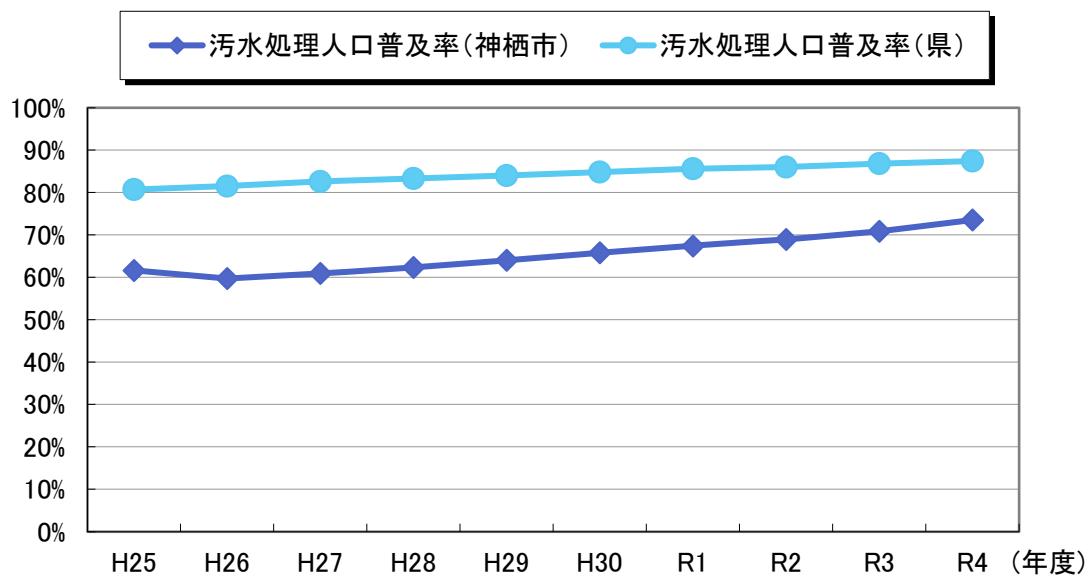
出典:神栖市「家庭用浄水器補助金制度」ホームページより

## 施策の方向性 4-4 生活排水処理率の向上

### ■ 現状

- 近年の河川(特に中小河川)の水質汚濁の原因として、工場や事業所からの排水だけではなく、家庭等からの未処理の生活雑排水が注目されています。
- 本市では、市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、地域の実情に応じた公共下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進により、近年は増加傾向となり、2022(令和4)年度の生活排水処理率は73.5%となっています。

図 4.21 生活排水処理率の推移



出典：下水道課資料を基に作成

- し尿・浄化槽汚泥は、2023(令和5)年度までは委託により焼却処理されていましたが、鹿島共同可燃ごみクリーンセンター稼働後は当センターで焼却処理されています。また、し尿処理施設処理量は近年ほぼ横ばいで推移しています。

### ■ 課題

- 神栖市下水道事業計画に基づき生活排水処理率が着実に高まっていることから、公共下水道事業を中心に生活排水処理の推進継続することが重要です。
- 神栖市下水道事業計画区域外では、下水道が未整備となっているため、合併処理浄化槽の設置や適切な維持管理の促進を図る必要があります。
- し尿処理施設処理量が今後も維持できるように、生活排水処理計画に基づいた取組を継続していくことが重要です。

## 施策の展開方針(1) 公共下水道整備の推進

快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全及び良好な水環境の構築を目指し、公共下水道の整備を推進します。

### 市施策

#### ①下水道計画の推進

- 下水道事業計画に基づき下水道整備を行います。
- 下水道施設を適切に維持管理します。
- 下水道施設の維持管理のための啓発活動を行います。

#### ②下水道接続率の向上

- 下水道接続に当たって補助を行います。
- 下水道接続の啓発活動を行います。

### 取組

#### 市民

#### 事業者

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ● 下水道接続を進める。 | ● 排水の管理体制を整備する。 |
|--------------|-----------------|

## 施策の展開方針(2) 処理槽対策の推進

単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換促進や適切な管理の啓発を行います。

### 市施策

#### ①高度処理型合併処理浄化槽の設置促進

- 神栖市下水道計画区域外での高度処理型合併処理浄化槽設置促進のため、設置に当たって補助を行います。
- 単独処理浄化槽からの切替え、新規設置促進のため、啓発活動を行います。

#### ②処理槽の管理の促進

- 処理槽の管理が適切に行われるよう、啓発活動を行います。

### 取組

#### 市民

#### 事業者

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| ● 合併処理浄化槽の定期的な点検や清掃を行う。 | ● 合併処理浄化槽を導入する。 |
|-------------------------|-----------------|

### 施策の展開方針(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

生活排水処理基本計画に基づき、生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速的かつ衛生的に処理を行います。既存の処理施設については、適切な維持管理を行うとともに、施設の老朽化防止を目指します。

#### 市施策

##### ①し尿・浄化槽汚泥の計画的な処理

- 生活排水処理基本計画に基づき、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に処理します。

##### ②衛生プラントの適正稼動 拡充

- 卫生プラントを適切に維持管理し、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制を確保します。
- 卫生プラントの老朽化が進んでいることから、施設の延命化を図りながら、施設に安定的効率的な運営を行います。
- 施設新設時のし尿処理方式を検討します。
- 卫生プラントでの処理後のし尿は、適正に処理します。

#### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境に配慮した洗剤の使用、食器の汚れは拭き取る等、適正な排水に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業排水の流出前の汚れの軽減に努める。</li> <li>● 排水処理設備を整備・点検する。</li> </ul>

#### ■ ■ 環境指標

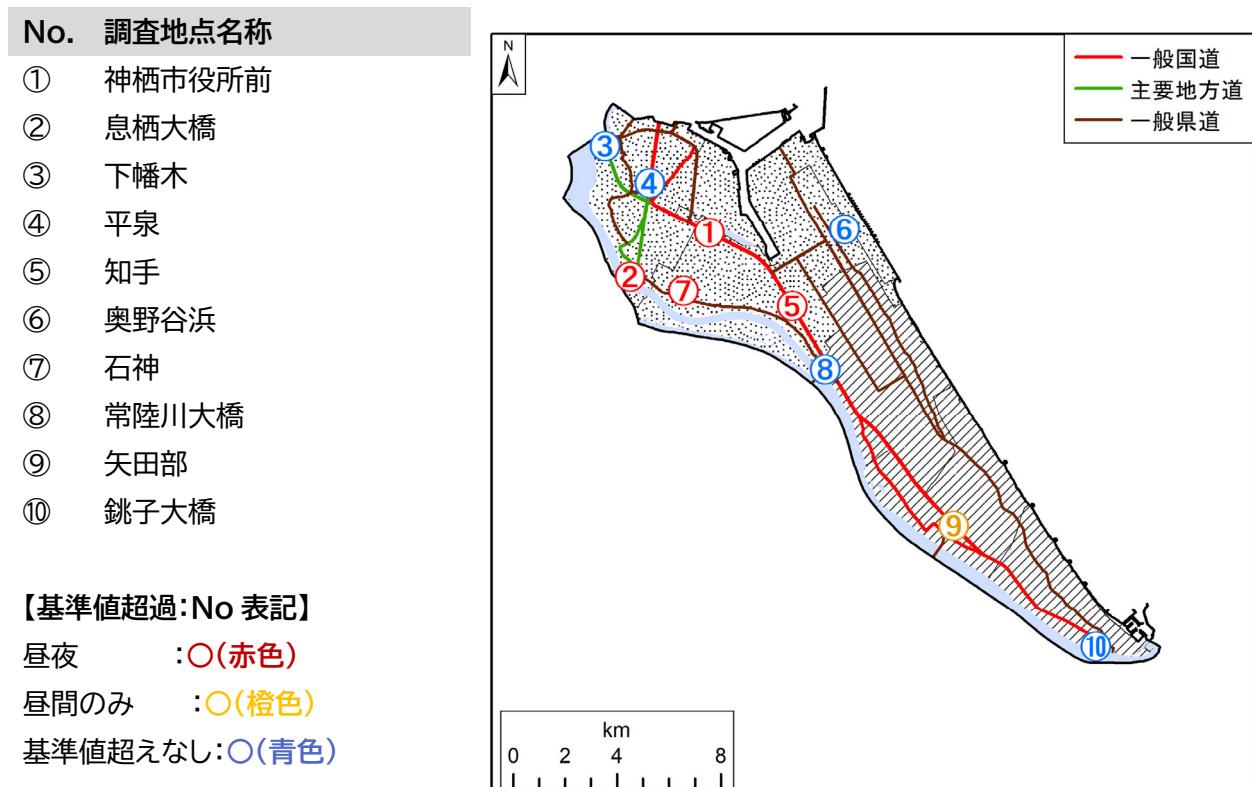
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
生活排水処理率	地域の全人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合	74.59 % 【2023 年度】	74.8 % 【2028 年度】

## 施策の方向性 4-5 騒音・振動の少ない環境の維持

### ■ 現状

- 騒音・振動は、都市化の進展や自動車交通量の増加、生活様式の多様化等により、従来の事業場や建設作業によるものだけでなく、発生要因が多様化しています。本市では特に、交通量の多さに起因して道路交通騒音で環境基準を上回る地点があります。
- 2021(令和3)年度の道路交通騒音については、環境基準を継続的に超過している地点は、神栖市役所前、息栖大橋、知手、石神となっています。
- 2021(令和3)年度の道路交通振動については、すべての地点において環境基準を下回っています。

図 4.22 神栖市内の交通騒音調査結果位置図



出典)神栖市「交通騒音・振動及び交通量調査 並びに自動車騒音常時監視調査業務委託 報告書」より作成

### ■ 課題

- 交通量の多い道路沿道地域において環境基準超過が生じていることから、騒音対策を推進する必要があります。
- 道路沿道で観測された振動レベルは良好な状態にあるため、今後ともこの状態を維持していく必要があります。

## 施策の展開方針(1) 騒音・道路沿道振動監視の継続

騒音・道路沿道振動を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

### 市施策

#### ①騒音測定の実施

- 道路交通騒音、交通量の測定を行います。

#### ②道路沿道振動測定の実施

- 道路交通振動、交通量の測定を行います。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 騒音・振動に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所内で、市等が発信する騒音・振動情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> </ul>

## 施策の展開方針(2) 道路交通騒音・振動対策の推進

道路交通騒音対策及び振動対策の観点から、エコドライブを推進します。また、道路交通騒音・振動の低減を目的とした道路整備を図ります。

### 市施策

#### ①エコドライブの普及促進

- エコドライブの啓発活動を行います。
- 企業と連携して環境に配慮した自動車利用を推進します。

#### ②低騒音型の道路整備 拡充

- 国県道については、県と連携を取りながら騒音対策を推進します。
- 騒音軽減のための道路整備箇所の調査・検討をします。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの配送から共同配送や運送会社の活用等に切り替え、輸送の効率化を図る。</li> </ul>

### 施策の展開方針(3) 騒音・振動対策の推進

市内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や許認可手続きを行い、生活環境の保全を推進します。

#### 市施策

##### ①工場、事業場騒音・振動対策

- 騒音規制法・振動規制法等に基づき、騒音・振動発生工場、事業場に対する指導を行います。
- 騒音・振動発生の防止を啓発します。

##### ②近隣騒音対策

- ペットの鳴き声、テレビ、音響機器等の生活騒音、カラオケ等の営業騒音の発生防止のための啓発を行います。

#### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用等で、騒音を出さない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 騒音・振動を発生させる機器や拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。</li> </ul>

#### ■ 環境指標

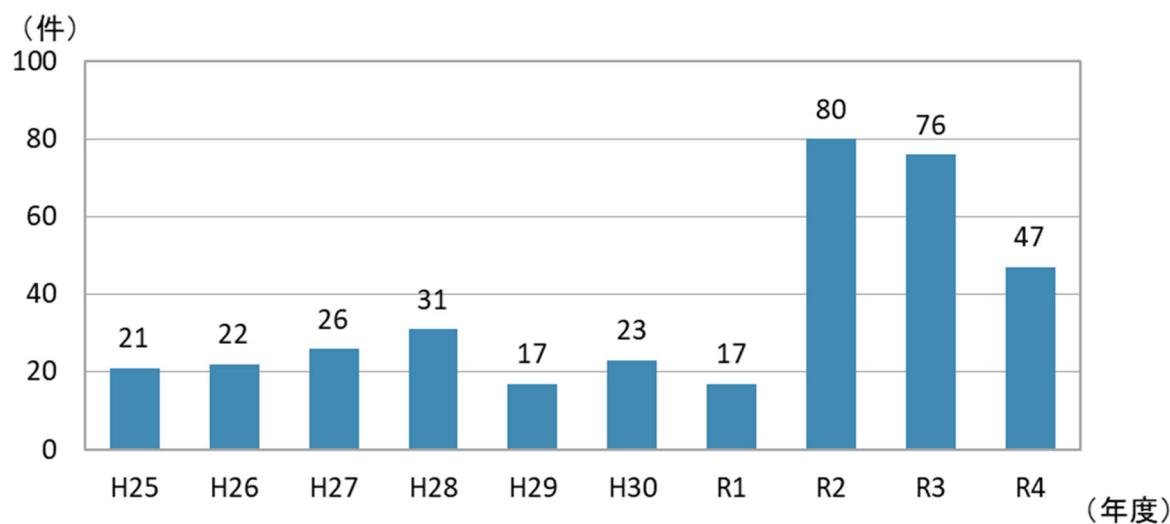
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
道路沿道地域の騒音・振動に係る環境基準達成率	道路沿道地域の騒音・振動について、環境基準を達成した測定地点全体の割合	65.0 % 【2023 年度】	70.0 % 【2028 年度】

## 施策の方向性 4-6 においのない環境の達成

### ■ 現状

- 悪臭については適宜調査を行い、公害の防止に向けた監視・観測作業を実施しています。
- 鹿島臨海工業地帯の立地企業に対しては、公害防止協定を締結の上、定期的な立入調査等を実施し、公害関係法令等の遵守状況を確認しています。
- 悪臭の苦情件数は、2013(平成 25)年度と 2017(平成 29)年度、2019(令和元)年に一時的に減少していましたが、2020(令和 2)年度以降は野焼きの問合せについて大気汚染の分類から悪臭に移行したため、件数が増加しています。

図 4.23 悪臭の苦情件数の推移(神栖市)



出典:神栖市「公害苦情等受理処理件数報告書」より作成

### ■ 課題

- 規制基準に基づく監視の結果では、基準値に適合していましたが、悪臭の苦情件数は増加傾向が続いていることから、実態の把握に努めるとともに、引き続き、発生源対策を推進する必要があります。

## 施策の展開方針(1) 悪臭監視の継続

悪臭を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

### 市施策

#### ①臭気測定の実施

- 悪臭防止法等に基づく臭気測定を行います。
- 公害苦情等に基づく臭気の発生源の把握に努めます。

### 取組

#### 市民

- 悪臭に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。

#### 事業者

- 事業所内で、市等が発信する悪臭情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

## 施策の展開方針(2) 発生源対策の推進

市内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や公害防止協定の遵守要請を行い、生活環境の保全を推進します。

### 市施策

#### ①悪臭発生事業所への指導

- 悪臭防止法等に基づき、臭気が発生している事業所に対して、臭気の削減を指導します。

#### ②公害防止協定の遵守要請

- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

### 取組

#### 市民

—

#### 事業者

- 工場、事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置する等周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- 公害防止協定の締結内容を遵守する。
- 公害防止協定を締結する。

### 施策の展開方針(3) 近隣悪臭対策の推進

日常生活から発生する近隣悪臭や小規模事業所から発生する悪臭防止を図るため、適切な指導や啓発を進めます。

#### 市施策

##### ①近隣悪臭防止のための指導と啓発

- ペット等日常生活に伴う悪臭防止のための啓発を行います。
- 飲食店等小規模事業所から悪臭防止のための啓発を行います。
- 臭気削減のための指導を行います。

#### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭における悪臭の発生防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲食店の悪臭が、付近住民等に迷惑を及ぼさないよう、排出口の向き、ダクト等の設置を見直す。</li> </ul>

#### ■ 環境指標

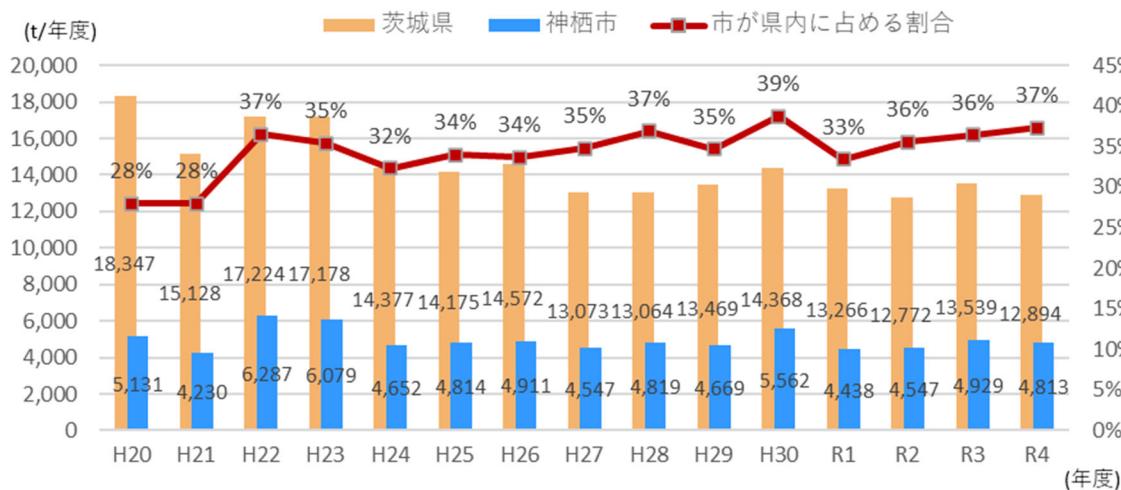
指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
特定悪臭物質に係る規制基準達成率	悪臭防止法に基づく臭気測定による規制基準を達成した測定地点全体の割合	99.2 % 【2023 年度】	100 % 【2028 年度】

## 施策の方向性 4-7 安全確保のための化学物質等の管理

### ■ 現状

- 化学物質は私たちの生活に欠かせないものですが、人の健康や生態系に有害なおそれがあるため、適正管理と有効利用の促進が必要です。
- 我が国では、PRTR 制度が平成 13 年 4 月から実施されています。事業者が、化学物質について事業所から環境(大気、水、土壤)への排出量や移動量を把握して、国に届け出る制度です。国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表します。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が 2021(令和 3)年 10 月 20 日に公布され、2024(令和 6)年 4 月の届出から、対象物質が変更されました。
- 本市には県下有数の工業団地である鹿島臨海工業地帯があり、市内の化学物質の排出量・移動量の合計は 4,813 t/年(2022(令和 4)年度)で、県合計 12,894 t/年(2022(令和 4)年度)の約 37%を占めています。
- ダイオキシン類の環境中への排出量は大幅に削減しており、市内又は鹿島港内、河川、海域で行われたダイオキシン類の測定結果においても、水質、底質、土壤のいずれも環境基準を達成している状態にあります。

図 4.24 PRTR 制度の届出による化学物質の排出量・移動量



出典:環境省 PRTR インフォメーション広場より作成

### ■ 課題

- 県下有数の工業団地である鹿島臨海工業地帯を有する本市は、PRTR 制度に基づいて届出が必要な化学物質の排出・移動量が県内の約 3 割を占めており、市内の化学物質の排出・移動量の監視を行う必要があります。
- 化学物質を扱っている事業所に対し、適正な管理を実施させるとともに、リスクコミュニケーションの推進を図る必要があります。
- ダイオキシン類については、今後とも良好な状態を維持するため、ダイオキシン類発生施設やごみの野外焼却の防止対策等を推進するとともに、監視を継続する必要があります。

## 施策の展開方針(1) 化学物質の排出・移動量の監視

市内で発生する化学物質を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

### 市施策

#### ①化学物質の排出・移動量の把握

- PRTR 法に基づく化学物質の排出移動量の届出の状況を把握します。

#### ②ダイオキシン類測定結果の把握

- 県が実施している大気、水質、底質、土壌中のダイオキシン類濃度の測定結果を把握します。

### 取組

#### 市民

#### 事業者

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ● 化学物質に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。 | ● 事業所内で、市等が発信する化学物質情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。 |
|------------------------------------|--|

## 施策の展開方針(2) 化学物質の適正な管理の推進

ダイオキシン類を当ごみ焼却施設の敷地の外に排出しないように、ごみ焼却施設の適正な管理を行います。また、発生するダイオキシン類を対象に定期的な調査等を実施します。

### 市施策

#### ①公害防止協定の遵守要請

- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

#### ②ごみ処理施設等の適正管理 拡充

- 鹿島共同可燃ごみクリーンセンターのダイオキシン類排出量の把握と適正な管理を要請します。
- 鹿島共同再資源化センターの解体時にダイオキシン類による汚染防止対策を要請します。
- 施設の更新に合わせ、将来のごみ処理のあり方を検討します。

### 取組

#### 市民

#### 事業者

- |                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| ● 殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、使用を抑制する。 | ● 化学物質の排出削減を図り、化学物質の適正管理を行う。 |
|------------------------------|------------------------------|

## 施策の展開方針(3) リスクコミュニケーションの推進

安全で安心な社会の実現に向けて、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るため、リスクコミュニケーションを推進します。

### 市施策

#### ①化学物質に関する情報交換

- 事業所が使用等している化学物質(第1種指定化学物質等)に関する毒性や管理方法に関する情報を交換します。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所のCSR情報や事業所が発行する環境報告書を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者とのコミュニケーションを大事にして定期的な情報開示と積極的なコミュニケーションを行う。</li> </ul>

## 施策の展開方針(4) 野外焼却等対策の推進

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やす野外焼却は原則として禁止されています。ごみの野外焼却を行わないよう周知徹底に努め、野外焼却が行われている場合は、行わないよう指導します。

### 市施策

#### ①ごみの野外焼却の防止

- ごみの野外焼却を行わないよう啓発活動を行います。
- ごみの野外焼却が行われている場合は、行わないよう指導します。

#### ②農業系廃プラスチックの野外焼却の防止

- 農業系廃プラスチックの野外焼却を行わないよう啓発活動を行います。
- 野外焼却が行われている場合は、行わないよう指導します。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅でごみを焼却しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所でごみを焼却しない。</li> <li>ビニールハウス等のビニールや資材等のごみを適正に処理する。</li> </ul>

## 施策の展開方針(5) 放射性物質の監視

放射性物質を対象に定期的な調査等を実施し、市内の状況を監視するとともに、市民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

### 市施策

#### ①空間放射線量の監視

- 空間放射線量について、市役所本庁舎における常時観測による監視を行います。
- 福島第一原子力発電所からの新たな漏洩や測定値の上昇が見られた場合には、体制を強化します。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放射線物質に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域等で共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所内で、市等が発信する放射線物質情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> </ul>

### ■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの排ガス基準値達成率	鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの排ガス基準値達成率	100 % 【2023 年度】	100 % 【2028 年度】



### 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター

2024(令和6)年4月1日から新たな可燃ごみ処理施設である「鹿島共同可燃ごみクリーンセンター」が本格稼働しました。これまで可燃ごみは固形燃料(RDF)化していましたが、施設老朽化や新技術による環境負荷軽減、災害廃棄物への対応などを踏まえて新施設の整備を行いました。

この施設は、ごみの焼却時に発生する熱を利用し発電を行う施設であり、作られた電気は場内利用するほか、余剰電力を売電しています。



## 基本目標 5 みんなが環境をまもり、創造するまち

関連する主な SDGs の目標



### 施策の方向性 5-1 市民の環境保全活動の促進

#### ■ 現状

- 2023(令和 5)年度に本市で実施した“環境保全活動の状況に関する市民アンケート”的結果では、「詰め替えできる商品を購入する」「買い物袋等を持参している」「食品ロスに配慮して余計に買わない」「家電製品などは省エネルギー型や節水型のものを購入する」に関しての取組率が高い傾向が見られました。
- “環境保全活動の状況に関する学生アンケート”的結果では、「テレビを見る時間やゲームをする時間を決めている」と回答した学生が他の項目と比べて低い割合となっていました。
- 市民一人一人の環境保全活動を促進するため、児童から成人まで年代に応じた環境教育を推進しています。

図 4.25 環境保全活動の状況に関する市民アンケート結果(2023(令和 5)年度実施)

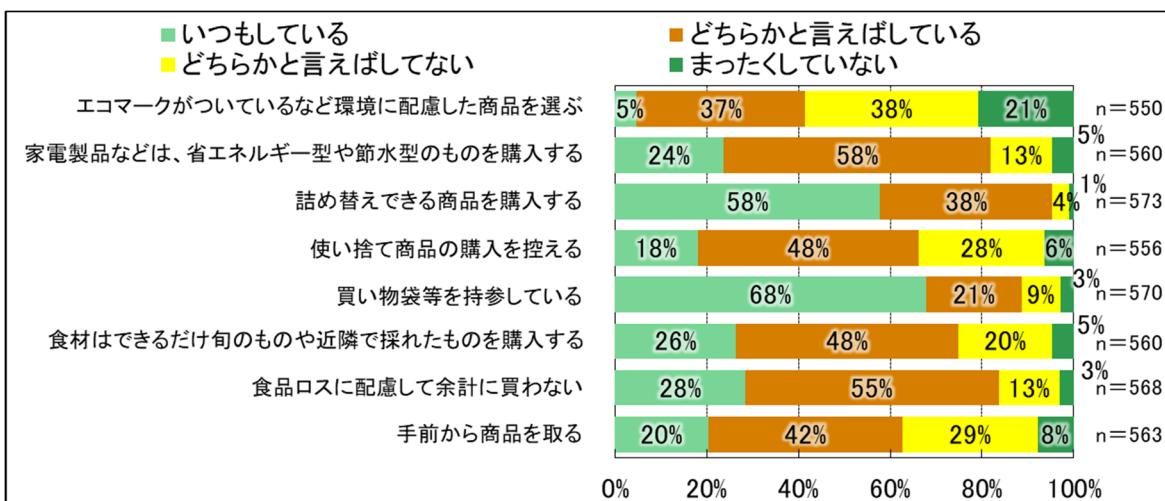
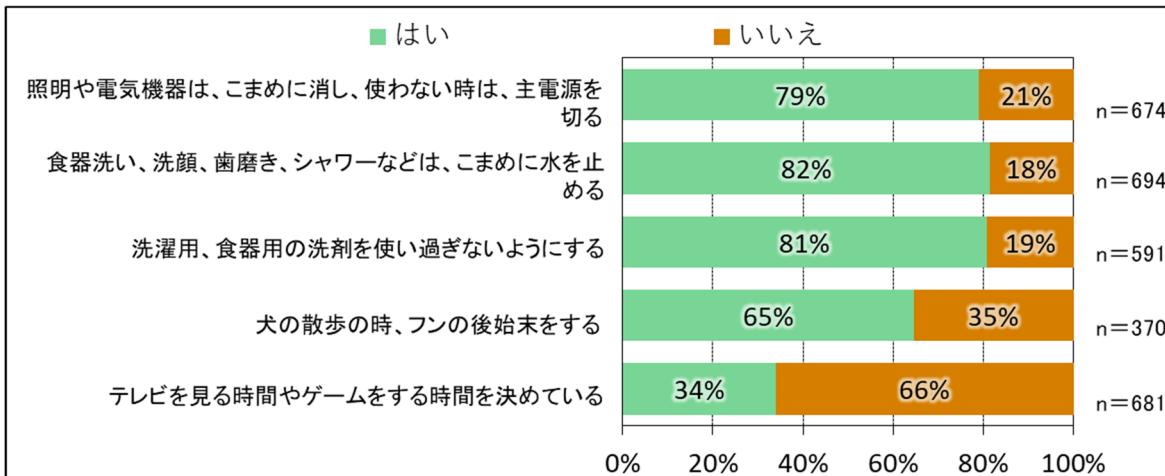


図 4.26 環境保全活動の状況に関する学生アンケート結果(2023(令和 5)年度実施)



## ■ ■ 課題

- より良い環境づくりを進めるためには、市民一人一人の環境保全に配慮した行動促進と地域ぐるみの環境保全活動を活性化させることを目指し、今後も市民参加による環境保全活動等を継続して実施していくことが重要です。
- さらに、市民の環境問題に対する意識の向上を図り、活動を促進していくためには、環境教育の推進が必要です。

### 施策の展開方針(1) 市民の環境保全活動の促進

環境を身近に感じ、興味・関心を持たせ、行動を促進するため、環境イベントやキャンペーン、展示やパンフレット等の環境意識向上につながる場や機会を提供します。また、様々な形での積極的な環境情報を発信することで環境意識の向上を図ります。

#### 市施策

##### ①日常生活における環境配慮の促進

- 環境配慮の普及啓発を行います。
- 環境に配慮した取組例を紹介します。
- ごみの減量を推進するため、エコクッキング教室を開催します。

##### ②市民参加による美化活動の促進

- 市民参加による清掃活動を実施し、環境保全と環境美化に対する意識の向上を図ります。
- 市職員による清掃活動を実施します。
- 漂着ごみ等は、海岸管理者と連携を取りながら、美化活動を推進します。

##### ③ごみのポイ捨ての防止

- ポイ捨て防止の看板を貸し出します。
- 啓発活動を実施します。

##### ④飼い犬や飼い猫等の飼養動物の適正管理の推進 **拡充**

- 犬のウンチの始末の啓発活動及び看板を貸し出します。
- 犬や猫等は最後まで責任を持って飼う等、適正な飼育が行われるよう啓発活動を実施します。
- 犬、猫の不妊・去勢手術に対して助成します。
- 出前講座の開設等による動物愛護に係る啓発活動範囲を拡張します。

##### ⑤環境情報の提供

- ホームページを活用した環境情報の提供を行います。
- 環境白書の発行による環境情報の提供を行います。

##### ⑥市民の環境保全活動の紹介

- 市民の顕彰と他の市民への波及効果の観点から、優れた環境保全活動を紹介します。

## 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の美化活動等に積極的に参加する。</li> <li>● 空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てをしない。</li> <li>● 散歩時のペットのふんはきちんと持ち帰る。</li> <li>● 環境に関するニュースや記事に関心を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の美化活動等に積極的に参加する。</li> <li>● 事業所内で、市等が発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。</li> </ul>

## 施策の展開方針(2) 地域の環境保全活動の活性化

環境に関する活動に取り組んでいる市民団体等に対して支援を行い、活動の活性化を図ります。また、そのような団体と連携して市民参加型事業の検討を進めます。

## 市施策

## ①ボランティア組織の育成及び活動への支援

- 環境に関する市民団体等の育成と活動への支援を行います。

## ②環境イベントの開催

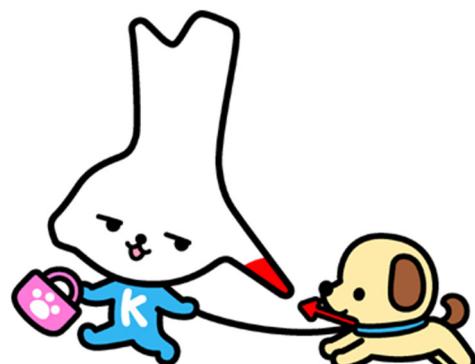
- 各種イベントにおいて環境イベントを開催します。

## ③市民参加型の環境事業の検討

- 環境に関する活動を行っている団体等と連携し、市民参加型の環境事業を検討します。

## 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市や地域、ボランティア組織等が行う環境保全事業に積極的に参加する。</li> <li>● 環境に関するイベントやキャンペーン等に参加する。</li> <li>● 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市や地域、ボランティア組織等が行う環境保全事業に積極的に参加する。</li> <li>● 環境に関するイベントやキャンペーン等に出展する。</li> <li>● 業界団体や商店街等、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。</li> </ul>



### 施策の展開方針(3) 環境教育の推進

環境学習の機会を提供し、地域や職場で環境活動のリーダーとなる人材を育成します。また、次世代を担う子どもたちに対して、環境に興味を持たせ、環境に配慮した行動を根付かせるため、充実した環境教育を推進します。

#### 市施策

##### ①環境教育の推進

- 小中学校の環境教育を積極的に推進します。

##### ②出前講座の開設

- 出前講座においてリサイクル講座に加え、環境講座を開設します。

##### ③人材の育成

- 環境保全や地球温暖化防止、リサイクルの推進等の活動のリーダーとなるべき「人」の育成を推進します。

##### ④環境学習教材の整備

- 環境の保全等に関する図書や動画の学習教材を充実します。
- 市民等の要請に応じて貸出しを行います。

#### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。</li> <li>● 子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。</li> <li>● 出前講座等に参加し、環境保全の取組を実践する。</li> <li>● 環境に関する学習や体験できる施設を積極的に活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業界団体や商店街等、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。</li> <li>● 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。</li> <li>● 出前講座等を活用し、従業員の環境学習に取り組む。</li> <li>● 事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。</li> </ul>

#### ■ ■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
環境関連の NPO・ボランティア団体数	神栖市内の環境関連の NPO・ボランティア団体数	4 団体 【2023 年度】	5 団体 【2028 年度】

## 施策の方向性 5－2 事業者の環境保全活動の推進

### ■ 現状

- 市内の事業者は、近年の環境への意識の高まりがあいまって、環境に対する配慮に比較的高い関心を持って取り組んでいます。
- 事業者アンケートの結果、環境汚染対策に関する実施率の高い項目(実施)は、「河川への水質汚濁対策をしている」の項目で 76%と最も高く、「環境汚染物質の移動量を把握・集計・公表している」の項目が 13%と最も低くなっています。
- また、省エネルギーに対する取組に関する実施率の高い項目(実施)は、「不要個所の電灯の消灯」の項目で 97%と最も多く、一方で「自家用車の通勤を控える」の項目が 5%と最も低くなっています。

図 4.27 環境汚染対策に関する事業者アンケート結果(2023(令和5)年度実施)

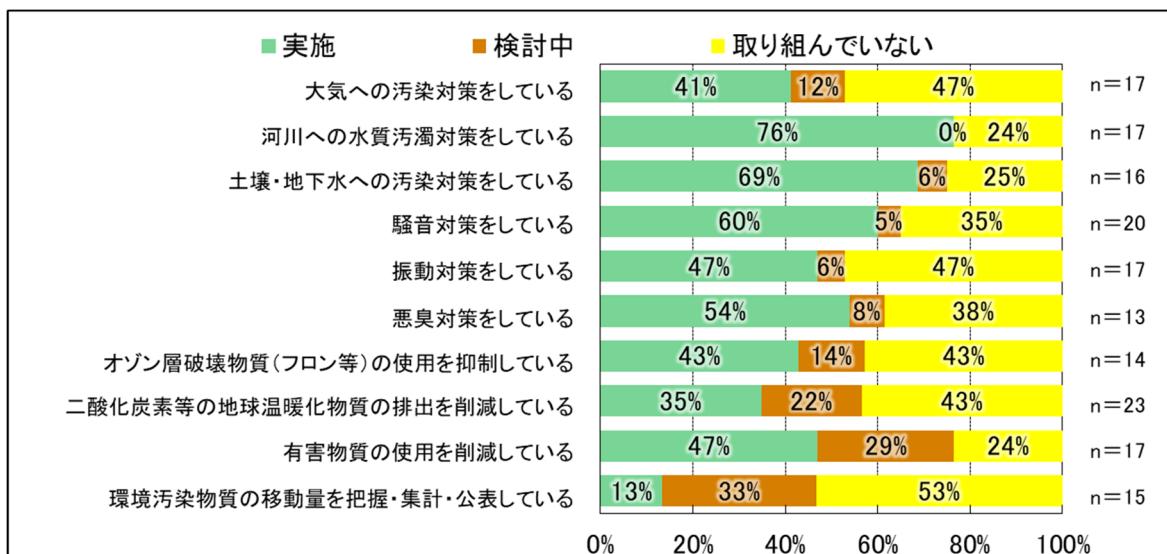
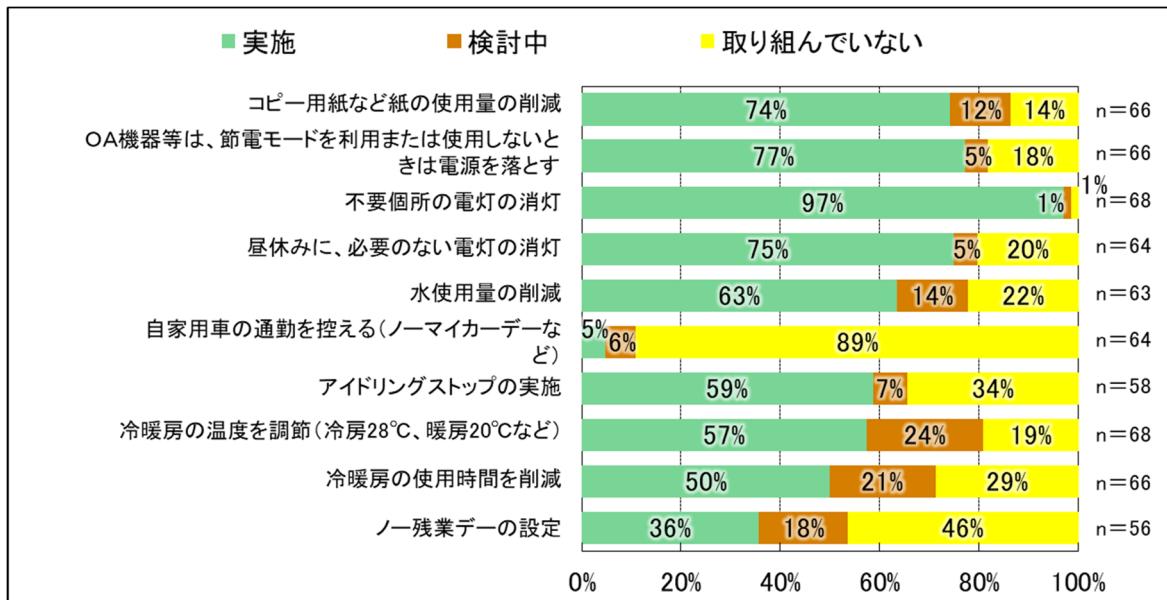


図 4.28 省エネルギーに対する取組に関する事業者アンケート結果(2023(令和5)年度実施)



## ■ ■ 課題

- より良い環境づくりを進めるためには、事業者の環境保全活動の促進が必要です。本市の大規模事業者の取組は比較的進んでいることから、特に中小規模の事業者の保全活動の促進に重点をおく必要があります。
- 地域の一員として、事業者にも環境保全活動への参加を促進する必要があります。

### 施策の展開方針(1) 環境と経済の好循環の促進

快適な環境の創造や環境負荷が少ない社会の実現をめざすため、環境に配慮した商品やサービスの普及・浸透に向けた取組を推進します。

#### 市施策

##### ①公害防止協定の締結

- 公害防止協定の締結内容の遵守徹底を各企業に要請します。
- 必要に応じた立入調査等を行います。
- 新規立地企業と公害防止協定を締結します。

##### ② グリーン・イノベーションの推進

- 国や県と連携しながらグリーン・イノベーションを推進します。
- 各種イベントにおいて環境に配慮した事業や新産業、環境配慮製品等の紹介等により、産業界を支援します。

#### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種イベントにおいて環境に配慮した事業や新産業、環境配慮製品等の情報収集をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害防止協定の締結内容を遵守する。</li> <li>● 公害防止協定を締結する。</li> <li>● 業務に関連する環境情報や、自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。</li> </ul>

図 4.29 海岸清掃のようす(1/2)



図 4.30 海岸清掃のようす(2/2)



## 施策の展開方針(2) 事業者等の地域活動への参加の促進

事業者に対して、環境意識向上につながる場や機会を提供し、地域での環境保全の取組への参加を促進します。

### 市施策

#### ①環境保全活動への参加要請

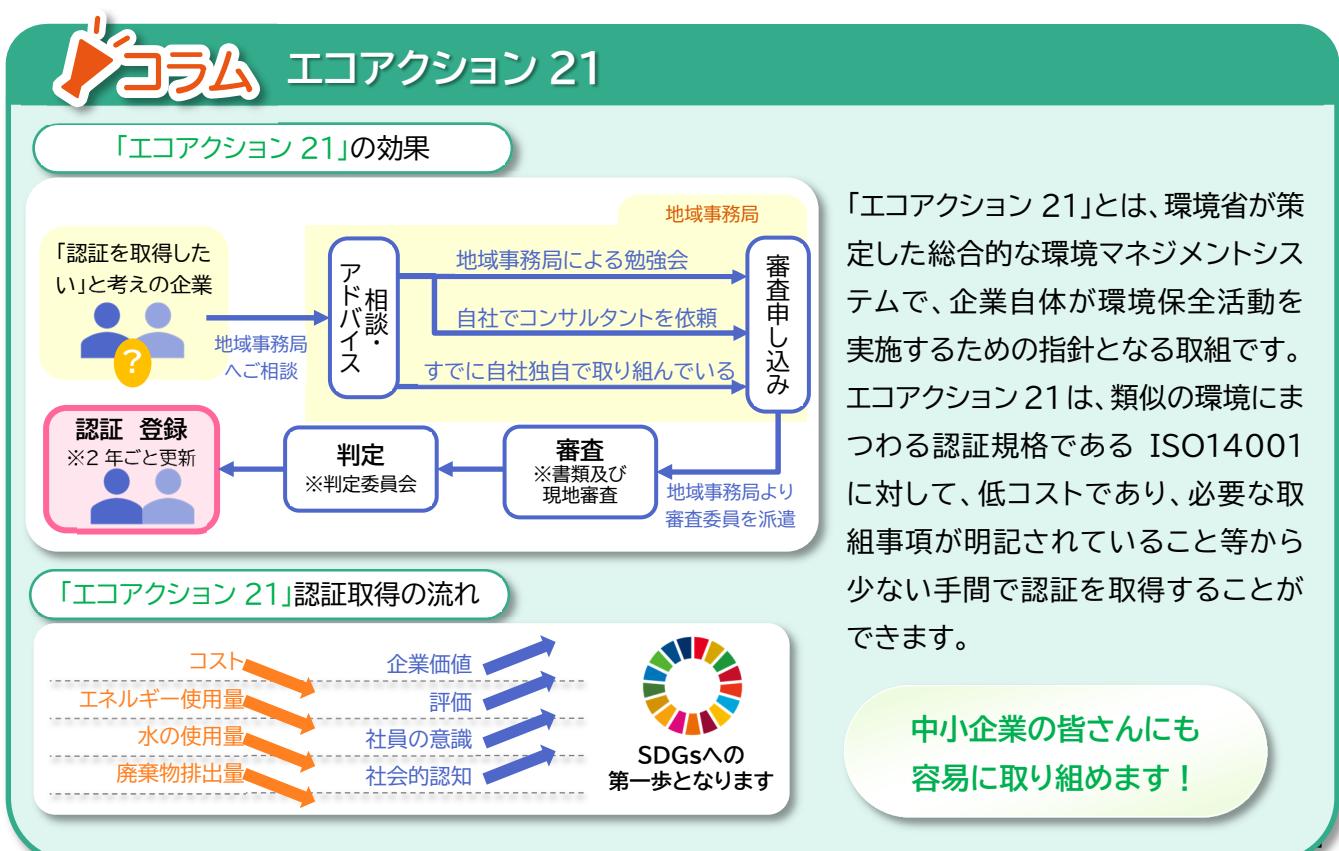
- 美化活動への参加を要請します。
- 漁港の清掃活動への参加を要請します。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 美化活動等へ参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自ら行う環境保全活動を積極的に PR し、他の事業者の環境に関する関心を高めていく。</li> </ul>

### ■ ■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
EA21(エコアクション21)の認証登録件数	EA21 の認証登録事業者数	2 件 【2023 年度】	4 件 【2028 年度】

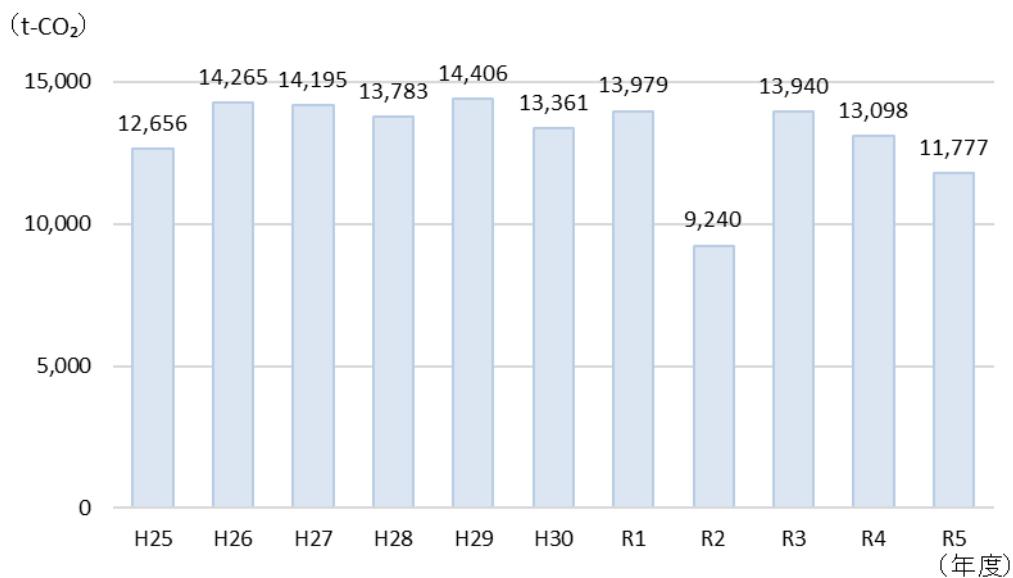


## 施策の方向性 5－3 市の率先的な活動の実施

### ■ 現状

- 本市では、環境保全の観点から、市有施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先導入や、昼休みの消灯をはじめとする省エネルギー活動や再生紙の購入と使用等の再生資源活用の取組、公用車への次世代自動車の採用等の取組を進めているところです。
- 公害に関する苦情の処理を行っているところです。本市の公害に係る苦情件数の内訳は、大気汚染、騒音及び悪臭に関する苦情が継続的に多く寄せられています。
- 工場、事業所を原因とする土壌汚染、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下、カラスによる被害など、様々な公害を適切に対応しています。
- 不法投棄の予防対策として、不法投棄されやすい場所を防犯パトロールとあわせて巡回を行っています。
- 市役所からの温室効果ガス排出量は、基準年度である2013(平成25)年度が12,656t-CO<sub>2</sub>に対し、2023(令和5)年度は11,777t-CO<sub>2</sub>と減少しています。2020(令和2)年度では、新型コロナウイルスの影響により、一時的に減少したことが考えられます。

図 4.31 市役所からの温室効果ガス排出量の推移



### ■ 課題

- 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進するためには、市自らが率先して事務事業に伴う環境への負荷を低減する必要があります。
- 公害に関する苦情の処理を今後とも適切に行うとともに、今までのところ問題の生じていない土壤汚染や地盤沈下等の市にとって新たな環境問題についても防止に努めていく必要があります。
- ごみの不法投棄は、相変わらず大きな課題となっており、不法投棄をされないための情報を周知し、全市的な監視気運を高めるとともに、投棄者に対するさらなる指導の強化等にも努める必要があります。

## 施策の展開方針(1) 事務事業に伴う環境への負荷の低減

「神栖市環境保全率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)」に基づき、市の事務事業に伴う環境への負荷の低減に関する行動を率先して行います。

### 市施策

#### ①環境保全率先実行計画の推進

- 市の事務事業に伴う環境への負荷を低減するため、省エネルギーーや再生可能エネルギーの取組を定めた環境保全率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)に基づき、取組を実施します。

### 取組

#### 市民

#### 事業者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「神栖市環境保全率先実行計画」における市の取組内容を参考に、省エネルギーの取組に関する行動を実践する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「神栖市環境保全率先実行計画」における市の取組内容を参考に、自らの事業活動に関する行動を実践する。</li> </ul> |
|---|---|

## 施策の展開方針(2) 公害苦情の適正な処理の推進

騒音や悪臭等といった生活環境や近隣関係に起因する苦情に対し、適切な対応を進めていきます。

### 市施策

#### ①公害苦情等の適正処理

- 公害苦情等の適正処理を推進します。

### 取組

#### 市民

#### 事業者

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害防止のための情報提供に積極的に協力する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動が環境に与える影響の低減に努める。</li> </ul> |
|--|---|

## 施策の展開方針(3) その他の公害等の発生の防止

市民・事業者・ボランティア団体等と連携を図りながら、ごみの不法投棄防止や美化活動をはじめとした、環境保全対策等の実施により、市民の快適な生活環境の維持を図ります。

### 市施策

#### ①土壤汚染対策

- 工場、事業所を原因とする土壤汚染について、土壤汚染対策法に基づき、県と連携し適切に対応します。

## ②カラスの対策の実施

- カラス対策として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、適正に有害鳥獣捕獲事業を行います。

## ③不法投棄の防止

- 監視パトロールを実施します。
- 不法投棄が確認された際、関係機関との連携を図ります。
- 市民への通報先の周知に努めます。
- 監視カメラ等を活用し、不法投棄の未然防止及び実態の把握に努めます。
- 不法投棄防止の看板を貸し出します。

## ④空き地・空家の適正管理の推進

- 雑草の繁茂や衛生害虫の発生不法投棄等が見られる空き地、空家の適正管理を指導します。
- 空き地・空家の適正管理の推進に関し、効果的な施策の検討を行います。

## ⑤その他の公害等の発生の防止

- 地下水位の監視測定を実施します。
- 環境問題に関する情報を収集します。

### 取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄防止のための情報提供に積極的に協力する。</li> <li>所有地に不法投棄されないよう、扉の施錠やセンサーライトの設置、雑草の除去等といった未然防止策を講じるしっかり管理する。</li> <li>空き地の所有者は、定期的に草刈りする等して管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業場内の土壤汚染の実態を把握し、その情報公開をする。</li> <li>所有地に不法投棄されないよう、しっかり管理する。</li> </ul>

### ■ 環境指標

指標	指標の内容	現状 【年度】	目標 【年度】
市役所からの温室効果ガス排出量	神栖市役所で排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量	11,777 t-CO <sub>2</sub> 【2023 年度】	8,859t-CO <sub>2</sub> 【2028 年度】 (2013 年度比 30 %削減)